

令和 2 年度 事業計画書



社会福祉法人摂津宥和会

令和 2 年度 社会福祉法人摂津宥和会 事業計画

社会福祉をめぐる事業環境は大きく変化し、少子高齢化の進展や人口減少社会の到来等に伴い、地域における生活・福祉課題が多様化・複雑化しています。このような環境の中、社会福祉法人には、既存の制度による解決が困難な「制度のはざま」の課題にきめ細かく対応していくことが求められています。

平成 29 年 4 月からの社会福祉法の改正では、社会福祉法人の公益性・非営利を確保する観点から、経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上等の制度の見直しが行われ、地域社会に貢献する法人の在り方がさらに求められることとなりました。また、国においては子ども・高齢者・障害者などの全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現のため、『「我が事」「丸ごと」の地域づくり』や『公的支援を「縦割り」から「丸ごと」へ転換』をめざしています。そのため、社会福祉法人が率先して地域共生社会のイニシアチブをとることが期待されています。

当法人においては、社会福祉法の責務である「地域における公益的な取り組み」の一環として、昨年度から「こども食堂」を実施しています。今年度も引き続き、月 1 回、別府コミュニティセンターで実施していく予定です。また、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みについても、引き続き法人内で検討を重ねていきます。

令和 3 年 4 月の開設をめざし、重度障害の方を対象としたグループホームが 8 月頃に着工となる予定です。それに併せて、地域生活支援拠点等事業の緊急時のショーステイ受け入れやグループホーム・一人暮らし等体験の機会を提供する体制整備が進められます。地域生活支援センターでは、新グループホームと一体的にショーステイの増床や体験の場の確保に向けて、職員体制やショーステイの運営等について具体的に検討を始めていきます。

少子高齢化の進展や人口減少社会の到来に伴う現役世代（生産年齢人口）の減少のため、今後、福祉人材の確保がより困難になっていくことが予想されます。昨年度からの人材確保に向けた取り組みについて、一層の充実を図っていきます。

1	事務局	・ ・ ・ ・ ・	1
2	地域生活支援センター		
	Ⅰ 障害者支援施設「摂津市立みきの路	・ ・ ・ ・ ・	8
	Ⅱ 共同生活援助（グループホーム）	・ ・ ・ ・ ・	18
3	摂津市立児童発達支援センター		
	Ⅰ 児童発達支援センター「つくし園」	・ ・ ・ ・ ・	21
	Ⅱ 障害児通所支援施設「めばえ園」	・ ・ ・ ・ ・	27
4	多機能型事業所「摂津市立ひびきはばたき園」	・ ・ ・ ・ ・	30
5	摂津市立身体障害者・老人福祉センター	・ ・ ・ ・ ・	39
6	摂津市障害者職業能力開発センター「せつつくすのき」	・ ・ ・ ・ ・	43
7	摂津市立第1児童センター	・ ・ ・ ・ ・	48
8	摂津市障害者総合支援センター		
	Ⅰ 摂津市障害者総合相談支援センター「ウイング」	・ ・ ・ ・ ・	52
	Ⅱ 茨木・摂津障害者就業・生活支援センター	・ ・ ・ ・ ・	58

1 事務局

1 運営方針

(1) 法人理念

障害のある人もない人も、高齢者も子どもも、住み慣れた地域で共に支えあい生活し、一人ひとりが心に描く幸せを大切に、安心して適切な福祉サービスの提供と社会づくりをめざします。

(2) 法人経営方針

- ・誰もが幸せを実感できるよう、一人ひとりの個性とニーズに応じた質の高いサービスを提供します。
- ・福祉に対する関心を地域全体で高められるよう、地域に貢献し、地域から支えられる施設づくりを行います。
- ・各種事業で培われた福祉サービスについての知識や技術や情報をもとに、研さんを重ねることにより、さらなる福祉の向上に努めます。
- ・全職員が経営参画意識をもち、効率的な法人経営に努め、経営基盤の強化を図ります。

(3) 令和2年度重点目標

① 広報力の強化に向けた取り組み

昨年度、法人ホームページの全面リニューアルを行い、「WordPress」を利用して、これまでよりも簡単にホームページを更新していくことが可能になりました。今年度は、これまで以上にホームページを頻繁に更新し、積極的に情報を発信していきます。

また、現在の法人パンフレットの全面改訂、新卒採用に向けたパンフレットやグッズの作成についても、取り組んでいきます。

② 人材確保に向けた取り組みの充実

平成30年度より、新卒採用に向けた取り組みの一環として、就職フェアへの参加を実施しています。今年度も、大阪府社会福祉協議会や摂津市介護保険事業者連絡会の主催する就職フェアに参加します。

また、採用説明会や内定者懇談会を実施し、人材確保に向けて取り組んでいきます。

③ 中長期計画策定に向けた取り組み

昨年度より、パワーアップ会議の「経営戦略部会」において、中長期5か年計画の策定に向けた取り組みを行っています。令和3年度中の完成をめざし、今年度も引き続き取り組んでいきます。

2 事業内容

(1) 年間予定

月	主な内容	定例実施
4	辞令交付（新規採用、昇格、人事異動職員）	・施設連絡会 （毎月2回実施） ・全体研修 （年2回実施） ・管理職研修 （随時実施） ・会計担当者研修会 （年1回実施）
5	監事監査、理事会	
6	定時評議員会	
7		
8		
9	次年度予算要求	
10	法人運動会	
11		
12		
1		
2		
3	理事会	

(2) 理事会の開催

法人の業務執行の決定、理事の職務の執行の監督等のため、5月と3月に理事会を開催します。また、その他必要に応じて臨時理事会を開催します。

(3) 評議員会の開催

計算書類及び財産目録の承認のため、6月に定時評議員会を開催します。また、必要に応じて、臨時評議員会を開催します。なお、評議員の選任等については、評議員選任・解任委員会を開催し決定します。

(4) 監事監査の実施

「理事の職務の執行」及び「法人の業務及び財産の状況」の監査のため、5月に監事監査を実施します。

(5) 施設連絡会の開催

各事業所間の連携強化のため、法人事務局と各施設長で構成する施設連絡会を、月2回開催します。

3 組織改正の取り組み

これまでの施設ごとの組織を基盤とした運営に加えて、組織を横断的に管理する仕組

みを取り入れます。そのために、「組織強化担当」「施設・防災担当」「日中活動事業担当」「相談支援担当」「地域生活支援担当」及び「地域共生社会担当」の各統括担当者を配置します。

また、身体障害者・老人福祉センターと第1児童センターについては、一体的な運営をめざします。なお、これまで実施してきたパワーアップ事業については、各総括担当者のもとで再構築を図っていきます。

4 積極的な情報発信の取り組み

(1) ホームページでの情報公開

- ① 定款、役員等名簿、役員等報酬規程、事業計画書、事業報告書、計算書類、財産目録、現況報告書、監事監査報告書をホームページ上で公開します。
- ② ホームページページを頻繁に更新し、積極的に情報を発信していきます。

(2) 財務諸表等電子開示システム

独立行政法人福祉医療機構が運営する「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」を通じて、計算書類等及び財産目録等、現況報告書を公開します。

(3) 障害福祉サービス等情報公開システム

平成30年4月より施行された「障害福祉サービス情報公開制度」に基づき、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公開システム」を通じて、当法人の運営する障害福祉サービスの内容について公開します。

5 人材確保・育成・定着に向けた取り組み

(1) 人材確保への取り組み

- ・ ホームページやSNS等を活用し、広報活動を充実させることで、法人の魅力を発信していきます。
- ・ 新卒採用に向けて、大阪府社会福祉協議会や摂津市介護保険事業者連絡会の主催する就職フェアに参加します。
- ・ 採用説明会及び採用試験を複数回実施します。
- ・ 新卒採用内定者に対しては、内定者懇談会や施設見学等を実施していきます。

(2) 人材育成への取り組み

① 研修体制の充実

- ・ 全職員を対象とし、年2回、ハラスメント研修、人権研修を実施します。
- ・ 必要に応じて、全管理職を対象とした管理職研修を実施します。
- ・ 新規採用職員に対して、採用時研修を実施します。

- ・必要に応じて、財務関係研修・労務関係研修等の外部研修を受講します。

② 人事考課制度の導入について

- ・人事考課制度の更なる改善をめざし、法人内で検討を重ねていきます。

(3) 人材定着に向けた取り組み

- ・新規採用職員に対して、それぞれの配属先において指導担当職員を選任し、3 か月間「新規採用職員日誌」を用いた OJT を実施します。また、3 か月後と 6 か月後に指導担当職員との面談を実施します。
- ・ハラスメント相談窓口を設置し、ハラスメントの防止を徹底します。
- ・働きやすい職場づくりを目指し、風通しのよい組織風土の醸成など、職場環境の整備に取り組みます。
- ・所属長による職員の個別面談を、年 2 回実施します。
- ・福利厚生事業の充実に努めます。

6 地域における公益的な取り組み

平成 28 年度より、「地域における公益的な取り組み」の実施は社会福祉法人の責務として位置付けられています。当法人では、地域から支えられる施設づくりを目指して、様々な公共的、公益的な取り組みを実施していきます。

(1) 社会貢献事業

大阪府社会福祉協議会社会貢献事業である「大阪しあわせネットワーク」に参画し、コミュニティソーシャルワーカーを配置して、地域で課題を抱える方への支援も行います。

(2) こども食堂の実施

昨年度より、月 1 回、別府コミュニティセンターで、「こども食堂」を実施しています。今年度も引き続き実施していきます。

(3) 災害時の福祉避難所

「摂津市立みきの路」及び「摂津市立ふれあいの里」においては、摂津市と「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結しています。災害時には、地域の高齢の方や障害のある方々などを地域から受け入れ、安心安全に過ごせる避難所を運営できるよう、災害用の備品や備蓄食の購入などを行います。

(4) 地域行事への積極的な参加

昨年度に引き続き、各施設において地域の主催する行事に積極的に参加します。

7 働き方改革への取り組み

平成 31 年 4 月 1 日より、「働き方改革関連法」が順次施行されています。今年度からは、「雇用形態に関わらない公正な待遇の確保（同一労働同一賃金）」が施行されます。当法人においては、職員が働きやすく魅力ある職場環境づくりを目指し時間、以下の取り組みを行います。

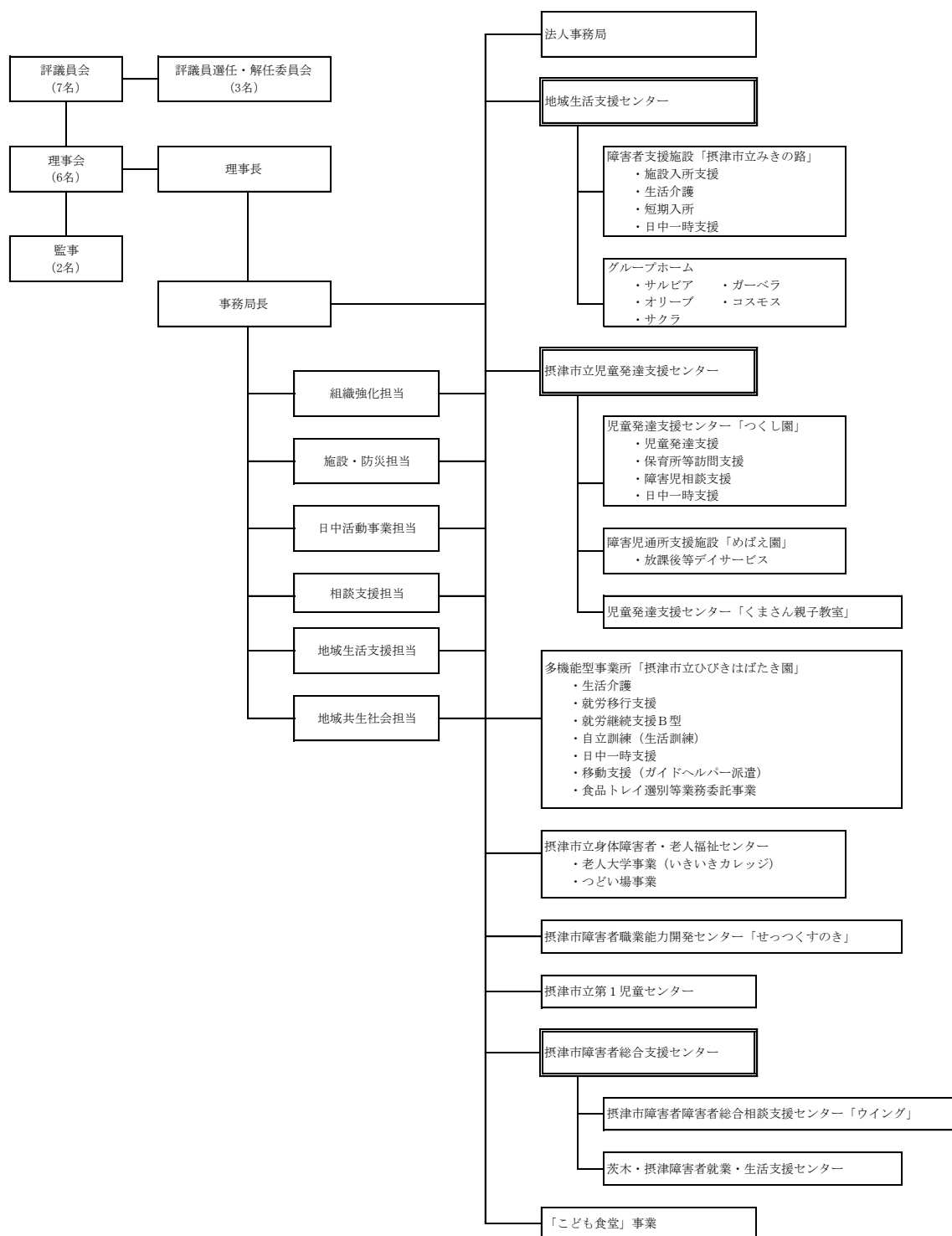
（1）労働法制の見直し （平成 31 年 4 月 1 日施行）

- ・ 年次有給休暇が 10 日以上付与される全ての職員に対し、年 5 日、時季を指定して年次有給休暇を取得させます。
- ・ 全ての職員に対して、労働時間を客観的に把握できるよう努めます。

（2）雇用形態に関わらない公正な待遇の確保 （令和 2 年 4 月 1 日施行）

- ・ 昨年度より、契約職員及び嘱託職員の通勤手当の見直しを行い、正職員と同様の支給内容としています。
- ・ 今年度より、契約職員及び嘱託職員の通勤手当以外の給与等について、改善を実施します。

8 組織図（令和2年4月1日現在）



9 施設定員と職員配置（令和2年4月1日現在）

施設区分	施設定員	職員配置				合 計
		正職員	契約職員	嘱託職員	嘱託医	
事務局		2	1			3
地域生活支援センター						
障害者支援施設 「摂津市立みきの路」		22	14	10	2	48
施設入所支援	30					
生活介護	40					
短期入所・日中一時支援	5					
グループホーム 「サルビア」	10	3	2	30		35
グループホーム 「ガーベラ」	5					
グループホーム 「オリーブ」	4					
グループホーム 「コスモス」	4					
グループホーム 「サクラ」	6					
摂津市立児童発達支援センター						
児童発達支援センター 「つくし園」	30	15	5		2	22
障害児通所支援施設 「めばえ園」	10	2	1	2	1	6
児童発達支援センター 「くまさん親子教室」		3				3
多機能型事業所 「摂津市立ひびきはばたき園」		15	9	5	3	32
生活介護	28					
就労移行支援	10					
就労継続支援B型	16					
自立訓練	6					
摂津市立 身体障害者・老人福祉センター		4				4
摂津市障害者職業能力開発センター	20	5	2	1		8
摂津市立第1児童センター		3	2			5
摂津市障害者総合支援センター						0
摂津市障害者総合相談支援 センター「ウイング」		7				7
茨木・摂津障害者就業・生活 支援センター		4	3			7
合 計		85	39	48	8	180

2 地域生活支援センター

I 障害者支援施設 「摂津市立みきの路」

1 運営方針

利用者の個人としての尊厳の保持を旨とし、利用者が心身ともに健康で生きがいのある生活を送る中で、それぞれの年齢、障がい程度、健康状態に応じ、また可能な限りニーズを尊重して、自立と社会参加が出来るように支援します。なお、支援に当たっては、利用者の安心と安全を最優先します。

(1) 大規模修繕工事

みきの路は、空調設備・給湯設備・建物本体や機械設備等各所に経年劣化が見られ、早急に対応が必要な空調設備と給湯設備について、令和元年度に摂津市において修繕工事の設計作業が進められています。設計に基づいて修繕工事の実施が決まれば、居住スペースや活動場所の確保、日中活動等様々な懸案事項について具体的に取り組んでいきます。工事の実施にあたっては、利用者・家族・支援者及び近隣の理解と協力のもと、安全かつスムーズに工事が進むよう市障害福祉課・建築課及び関係機関の協力を得ながら進めていきます。

(2) 地域生活支援拠点等事業の推進

令和2年度にオーダーリース型グループホームの施工に併せて、地域生活支援拠点等事業の緊急時のショートステイ受け入れやグループホーム・一人暮らし等体験の機会を提供する体制整備が進められます。地域生活支援センターとして、グループホームと一体的にショートステイの増床や体験の場の確保に向けて、職員体制やショートステイの運営等について具体的に検討を始めます。

(3) サービス内容の向上

年度当初に、風呂場の改修工事を行い、介護浴槽を設置して安心・安全に入浴できる体制を確保します。平成29年6月に第三者評価を受審しましたが、有効期限が令和2年9月までとなっています。令和2年度に再審を受けて、サービス内容の改善点を明らかにしながら、サービスの質の向上に向けて具体的な目標を設定して取り組んでいきます。また、利用者の食費については、ゆうちょ銀行の事務手続きが完了次第、令和2年度当初から自動引き落としを開始する予定です。

(4) ホームページの活用

令和元年度に法人ホームページがリニューアルされました。従来に比べて編集しやすいものとなり、みきの路の活動や行事等を積極的にブログに掲載して情報発信していきます。社会福祉の啓発とともに、実習生・見学者の受け入れ・ボランティア募集や求人活動にも活用していきます。

(5) 防災拠点としての整備

令和元年度に、法人内のパワーアップ会議リスクマネジメント部会において、災害

時の対応について検討がなされ、法人全体の災害マニュアルが完成しました。また、法人全体でセコムによる災害発生時の安否確認サービスも導入されました。災害マニュアルに沿って、災害時の体制を整備して安否確認訓練や参集訓練等に取り組んでいきます。併せて、福祉避難所として災害時の停電に備えて発電機等備品を購入し、備蓄食料・災害時対応用品等の整備に取り組めます。

2 事業内容

(1) 施設入所支援

利用者が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて生活支援を行います。

施設入所支援サービスは平日・土曜日の 17:00～翌 9:00 及び生活介護サービス休業日に提供します。

- ・食事に関する支援 ・入浴サービス(一般浴・機械浴)：月曜、火曜、水曜、金曜、日曜
- ・夜間、起床に関する支援 ・服薬に関する支援 ・更衣に関する支援
- ・余暇活動に関する支援
- ・健康管理(検温、血圧測定、服薬管理、年 2 回健康診断実施等)

嘱託医・協力医の来診の他、突発的な体調不良や怪我・定期的な受診が必要な利用者に対して通院支援を行います。

(2) 生活介護

日曜日以外の 9:00～17:00 に生活介護サービスを提供します。

① 個別支援計画

利用者個々のニーズや課題、心身の状態を把握し、家族のニーズも踏まえて個別支援計画を作成し、利用者や家族の同意を得ます。利用者一人ひとりに合った支援を実施するとともに、随時支援の見直しを行います。家族との連絡は、毎日連絡ノートや、必要に応じて電話にて行います。

② グループ活動

火・木曜日の午後の活動時間に障がい特性、ニーズ等を考慮して 5 グループ(ア)～(オ)を編成して活動を行います。

(ア) リラックスをメインとするグループ

利用者の障がいの状況、興味等を考慮し、散歩・外気浴・音楽鑑賞・運動・ストレッチ・感覚刺激等、理学療法士の関わりの中、より個別性の高いプログラムを提供します。また、「スヌーズレン」という重度知的障がい者向けの感覚刺激空間を用いての最適なリラクゼーション活動を行います。

(イ) 行動面に強いこだわりがあるグループ

パズル・プットイン等個々の障がい特性に配慮した課題や、散歩等体を動かす活動を提供します。

(ウ) 創作活動をメインとするグループ

壁面飾り製作・絵画・粘土等クラフトを基本として、さをり織りや紙漉き作

業等の創作活動・散歩や買い物等の外出・運動等の活動を提供します。

(エ) 運動をメインとするグループ

フライングディスクや軽スポーツ、ダンスや体操等、体を動かすプログラムを中心とした活動を提供します。

(オ) 作業をメインとするグループ

軽作業・清掃活動・園芸作業等を中心にして、散歩や運動・買い物等日常生活全般を活動として取り入れていきます。

③ 全体活動

活動内容やニーズ等を考慮してグループの合同活動も取り入れ、全体活動として行事に取り組みます。納涼会やクリスマス会等季節の行事等も全体行事として実施します。

④ 個別外出（グループ外出）

利用者の障がい特性等に応じて、個別の支援を行います。個別外出として、年間を通じて3～5名のグループに分かれ、利用者の希望を聞きながら行き先を決めて外出します。外出先では、社会のルールやマナーを伝えるとともに、いろいろな経験を重ねながら、楽しみの幅を広げるよう支援します。

⑤ おやつ作り（グループごとに）

毎月1度グループ活動の中で、栄養士と一緒におやつ作りを行います。

⑥ 音楽療法（グループごとに）

グループ活動内で音楽療法士による音楽活動（療法）を行い、心身ともにリラックスして楽しさを表現して積極性や協調性を引き出します。

⑦ 家族参加活動

家族に、日頃の活動の様子を知っていただくことを目的とし、年間を通して見学の受け入れを行います。また、家族にも活動に参加できる機会を設け、施設全体の行事以外に、利用者と一緒にレクリエーション等の活動に参加できる機会を設けます。

⑧ 土曜日生活介護（施設入所支援）

土曜日はドライブ・外出・外食・買い物・ゲーム・運動等、利用者のニーズに合わせた活動を行います。

⑨ 健康管理（通所部）

来所後、全利用者に対して、検温、血圧測定を行い、健康状態の把握に努めると共に、月に1度、体重測定を実施します。また、必要に応じて、看護師に相談します。病院に行くことが困難な方を対象に、年に1度、嘱託医による有償での健康診断、インフルエンザの予防接種を実施します。

⑩ 歯磨き・ブラッシング指導

協力医療機関であるビーバー小児歯科の医師が、週に1度口腔内の状態を確認し、ブラッシングの指導や治療を行います。また、通所部は、同医師による2ヶ月に1度の口腔内の確認と、ブラッシング指導を受け、治療が必要な方に対しては、家族に医師からの説明内容を伝え、早期発見、治療に努めながら口腔内の健康に努めま

す。

⑪ 入浴サービス（通所部）

入浴サービスを、希望者に対して基本週1回提供します。心身の状態に応じ、一般浴と機械浴のどちらかが利用できます。

⑫ 送迎サービス（通所部）

通所時に、送迎車の利用を希望される方には、ドアツードアを基本とし、ご自宅までの往復に対してリフト付き車3台で送迎サービスを提供します。引き続き、ひびきはばたき園と連携しながら、合同送迎体制を実施します。

⑬ 短期入所・日中一時支援事業との連携（通所部）

生活介護を利用されている方で、当施設の短期入所事業や日中一時支援事業を利用されている方には、出来るだけ普段の生活リズムを崩さず、安心して楽しく生活できるよう、短期入所（日中一時）担当者と情報を共有し、連携を図りながらサービスを提供します。

⑭ 支援学校の体験実習の受け入れ

支援学校の進路説明会や施設説明会に積極的に参加しながら、体験実習の受け入れに向けて取り組みます。卒業後の進路として、当施設の生活介護を希望される方に対しては、卒業後の受け入れ体制が可能な場合、担当教員や進路指導担当者と話し合いを行い、利用に向けての体験実習を積極的に受け入れ、安心して利用していただけるようにします。

⑮ 給食サービス（施設入所支援・生活介護）

食事は、朝食7:00～ 昼食12:00～ 夕食18:00～ 提供します。

栄養士が、年に1度嗜好調査を実施し、利用者の健康状態や運動量等を把握し、メニューを考えます。また、月に1度の選択メニューや、地方の駅弁メニュー、行事に合ったメニュー等を考えます。利用者一人ひとりにあった食事形態（とろみ食、ミキサー食等）で提供します。

⑯ 理学療法

施設入所支援の利用者を対象に、理学療法士によるリハビリを行っています、必要に応じて通所部の利用者にもリハビリを行います。

（3）短期入所（児童・成人）

原則として利用当日の施設入所支援利用者と同じプログラムを提供します。児童の利用者については、必要に応じて個別なプログラムを提供します。

また、平日については、利用者のニーズに応じて、他の事業所が提供する日中活動の事業所を利用することもできます。

（4）日中一時支援（児童・成人）

原則として日曜・祝日以外の9時から17時は、生活介護利用者と同じプログラムを提供します。

それ以外の時間帯は、施設入所支援利用者と同じプログラムを提供します。

3 各種会議（施設入所支援・生活介護）

職員間の情報の共有や利用者への支援内容等について協議するため、定期的に会議を開催します。

- ・全体会議（月 1 回）
- ・入所部フロア会議（月 1 回）
- ・ケース会議（随時）
- ・行事实行委員会（随時）
- ・リスクマネジメント会議（随時）
- ・リーダー会議（月 2 回）
- ・グループ活動リーダー会議（随時）
- ・通所部フロア会議（月 1 回）
- ・活動班別会議（6 ヶ月 1 回）
- ・給食運営会議（3 ヶ月 1 回）
- ・サービス管理責任者会議（月 2 回）

4 災害事故防止対策（施設入所支援・生活介護）

非常災害に備えるため、防災、避難等に関する「災害マニュアル」に基づき、年 2 回以上（内 1 回は夜間想定）の避難・救出、消火その他必要な訓練を行います。

- ・避難・消火訓練（年 2 回以上）
- ・防災設備の点検（年 2 回）
- ・A E D講習・通報訓練（隔年）

福祉避難所として摂津市と契約を結び、地域の障がいのある方が災害に合われた際に利用していただきます。

非常災害に備え、非常食等を準備します。定期的に食材や器具、日用品の点検を行い、非常時に備えます。

5 秘密保持と個人情報の保護（施設入所支援・生活介護）

サービスを円滑に提供するために、各種関係機関との情報共有が必要な場合があるため、利用契約時に個人情報の取り扱いについては、必要最低限の範囲で使用させていただく事を文書で同意を得ます。この秘密保持の義務は、利用契約が終了してからも継続することとします。

6 虐待防止（施設入所支援・生活介護）

障害者虐待防止のために、職員一人ひとりがその責務を果たします。虐待防止責任者を設置し、利用者の人権擁護、虐待防止に努めます。新たに、「虐待防止委員会」を立ち上げ、組織として虐待防止に取り組み、施設内で虐待に関する研修を行い、外部研修にも積極的に参加します。

全職員が、自分の日々の支援を見直す機会を設けるため、『支援方法自己チェックリスト』を作成し、毎月自己チェックを行います。自己チェックリストは、『みきの路 職員行動規範』『摂津宥和会基本理念』『経営方針』『みきの路 事業所理念』『みきの路 基本方針』『みきの路 スローガン』と一緒にファイリングし、毎月内容を確認すると共に、毎月管理者に提出します。

7 社会参加

大阪府障害者スポーツ大会に参加するなど、スポーツや文化的な活動に積極的に参加できるように、日中活動のプログラムを充実させ、社会参加を図ります。

8 医療機関との連携

千里丘協立診療所（内科）と嘱託医契約を締結し、月に一度の来診の他、利用者の健康相談や緊急時の診察受け入れ態勢を整えています。また、石田医院（精神科）と嘱託医契約を締結しており、月に一度の来診があります。協力医療機関として摂津医誠会病院と契約を締結しています。協力歯科医療機関としては、ビーバー小児歯科と契約を締結し、利用者の口腔内の健康相談や、緊急治療が必要な場合に備えています。

9 地域交流

- (1) 施設入所支援を利用されている方には、地域の行事に参加していただける機会を設け、地域の学生ボランティア（摂津高校和太鼓部、摂津市立第三中学校の催し等）や地域の方との交流を図ります。
- (2) 生活介護（通所）を利用されている方には、地域での行事や催しがあれば情報提供し、散歩や地域のスーパー等買い物に出かける等、地域との交流を大切にしています。また、地域の学生ボランティア（摂津高校和太鼓部等）を積極的に受け入れます。

10 アフターケア（施設入所支援・生活介護）

当施設を退所された方の生活をサポートされる家族や支援者に対し、本人やご家族の了解を得て、必要な情報提供やアドバイスを行います。

11 苦情解決システム（施設入所支援・生活介護）

当施設を利用される方からの苦情に対し、適切に解決するための体制を整備することで、利用者の権利を擁護するとともに、利用者の満足度を高め、福祉サービスを適切に利用できるようにします。

12 職員研修の充実（施設入所支援・生活介護）

利用者支援の質の向上や職員のスキルアップを目指し、外部研修に積極的に参加するとともに、内部研修では、全体会議でグループ活動班ごとに研究した内容の発表、介護技術、障がい特性等についてのDVDを用いた研修、外部講師による講義等を行います。外部研修報告は、全体会議で発表するとともに、全職員に研修内容を回覧で報告し、職員への周知徹底を行います。2ヵ月に1度、大阪府知的障害者福祉協会障害者支援施設部会に参加し、他事業所との意見交換や、法制度に関する情報交換を図ります。

13 各関係機関との連携・協力（施設入所支援・生活介護）

利用者支援の一体性を目的とし、相談支援事業所や日中活動の場事業所、ケースワーカー等と情報を共有し、連携をとりながら、利用者一人一人のニーズに合った支援を行いま

す。

14 実習生の受け入れ（施設入所支援・生活介護）

専門学校や大学の福祉実習の受け入れを積極的行います。また、近隣の中学校や高等学校から依頼があれば、授業の一環である「職場体験」や、「体験実習」の受け入れを行い、障害のある方についての理解を深めていただくとともに、福祉現場での仕事を知っていただき、積極的に福祉職の人材育成の役割を担っていきます。

15 広報（施設入所支援・生活介護）

年に5回、当施設の機関誌を家族向けに発行し、施設入所支援や生活介護での生活や活動の様子等を報告します。また、新規ホームページを通じて、当施設に関する情報を開示します。

16 日課予定表

（1）施設入所支援

①生活介護開所日及び休業日の17:00～翌9:00

時 間	利用者の日課	支援員等の活動
17:00～18:00	リラックス、 夕食前の手洗い	夕食の準備 トイレ誘導
18:00～19:00	夕食 夕食後薬服用 片付け 歯磨き	食事介助 投薬 片付け 歯磨き支援
19:00～21:00	リラックス 就寝準備 眠前薬服用	トイレ誘導 更衣介助、投薬
21:00～7:00	就寝	トイレ誘導 就寝誘導 日誌の記載 施設内巡回(23:00) フロアー巡回 (22:00・0:00・3:00・6:00) オムツ交換
7:00～8:00	起床 洗顔 朝食前の手洗い	起床促し 健康チェック 更衣介助 洗顔介助 トイレ誘導 朝食の準備
8:00～9:00	朝食 朝食後薬服用 片付け 歯磨き	食事介助 投薬 片付け 歯磨き支援

②生活介護休業日（日曜）の９：００～１７：００

時 間	利用者の日課	支援員等の活動
９：００～１１：３０	リラックス	トイレ誘導 掃除 洗濯
１１：３０～１２：００	昼食前の手洗い	トイレ誘導 昼食の準備
１２：００～１３：００	昼食 昼食後薬服用 片付け 歯磨き	食事介助 投薬 片付け 歯磨き支援
１３：００～１３：３０	リラックス 入浴の準備	トイレ誘導 入浴の準備
１３：３０～１５：３０	入浴 水分摂取	入浴介助 洗濯 塗り薬塗布
１５：３０～１７：００	リラックス	トイレ誘導 洗濯

(２) 生活介護

①入所

時 間	利用者の日課	支援員等の活動
９：００～１０：００	清掃、洗濯物片づけ	トイレ誘導 掃除 洗濯
１０：００～１１：３０	午前中の活動（日課） ラジオ体操、室内での運動 外気浴等	トイレ誘導 掃除 洗濯 シーツ交換 個別プログラム
１１：３０～１２：００	昼食前の手洗い	トイレ誘導 昼食の準備
１２：００～１３：００	昼食 昼食後薬服用 片付け 歯磨き	食事介助 投薬 片付け 歯磨き支援
１３：００～１３：４５	リラックス グループ別活動の準備	トイレ誘導 活動準備 移動介助
(火曜、木曜) １３：４５～１５：００	グループ活動	移動介助 活動の支援 活動日誌の記載

(土曜) 13:45～15:00	買い物 自動販売機利用 外出	買い物支援 移動介助
(月曜、水曜、金曜) 13:30～15:30	入浴 水分摂取	入浴介助 洗濯 塗り薬塗布

②通所

時 間	利用者の日課	支援員等の活動
8:30～ 9:00～	送迎車出発 送迎車にて順次来所	利用者受入準備 トイレ誘導 水分摂取 健康チェック (検温・血圧測定) 連絡ノート確認
10:40～11:00	朝礼	出席確認 活動内容説明 利用者発表
11:00～11:30	午前中の活動 (火曜 10:30～機械浴)	個別プログラム 掃除 体操 等の支援 (火曜 機械浴支援)
11:30～12:00	昼食準備 手洗い	トイレ誘導 手洗い支援、 衛生管理
12:00～13:30	昼食 昼食後の服薬 片付け 歯磨き 休憩	食事介助 投薬 片付け 歯磨き支援 トイレ誘導 午後の活動準備
13:30～15:00	グループ活動 (火曜、木曜) 入浴(希望者) (月曜、水曜、金曜)	散歩 レクリエーション 制作 (火曜 機械浴) トイレ誘導
15:00～16:00	おやつ 水分摂取 帰宅準備	連絡ノート記入 トイレ誘導 荷物チェック
16:00～16:30	終礼	一日の活動のまとめ 翌日の連絡
16:30～18:00	送迎車にて帰宅	送迎車への乗車介助 添乗員への申し送り

17 年間行事計画（施設入所支援・生活介護）

月	主な行事	定例行事
通年	個別外出	〈主 要 行 事〉 ・避難訓練（年２回以上） ・健康診断（年２回・施設入所支援） ・大掃除（年１回以上） ・摂津市立第三中学校職場体験学習（年１回） ・摂津高校地域交流（年１回） ・実習生受け入れ（適時） 〈月例行事・施設入所支援〉 ・誕生会（施設入所支援・通所） ・資源回収 ・嘱託医（精神科医）来診 ・嘱託医（内科医）来診 ・協力医（精神科）来診 ・協力医（歯科）来診 ・理容（理容組合） ・美容（美容師）
	家族参加活動（通所・通年）	
4		
5	音楽コンサート 大阪府障害者スポーツ大会	
6		
7	納涼会	
8	摂津祭り、桜町自治会盆踊り	
9	健康診断	
10	室内運動会、法人運動会	
11	和太鼓コンサート 三中フェスタ 輪い輪い祭り	
12	風船バレーボール大会 クリスマス会	
1		
2	作品展	
3	健康診断	

II 共同生活援助（グループホーム）

- 「サルビア」（事業開始年月日 平成 24 年 4 月 1 日 定員女性 10 名）
- 「ガーベラ」（事業開始年月日 平成 26 年 12 月 1 日 定員女性 5 名）
- 「オリーブ」（事業開始年月日 平成 27 年 10 月 1 日 定員女性 5 名）
- 「コスモス」（事業開始年月日 平成 28 年 4 月 1 日 定員男性 4 名）
- 「サクラ」（事業開始年月日 平成 28 年 9 月 1 日 定員男性 4 名 女性 2 名）

1 運営方針

利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行います。

地域との結び付きを重視し、他の障害福祉サービス事業者、相談支援事業者、障害者支援施設その他福祉サービスまたは保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

「大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」に定める内容ほか関係法令等を遵守し、共同生活援助を実施します。

地域生活支援拠点等事業の開始を令和 3 年 4 月に設定します。具体的には重度障害者が利用しやすいグループホームの開所に併せ、短期入所を併設させる事で機能を拡充させ、住み慣れた地域で自身の思い描く生活を実現する事が出来るように努めます。拠点等事業の重点課題に掲げられている緊急時の受け入れ、体験利用の場の確保を達成出来るように努めます。

摂津市障害者地域自立支援協議会相談支援部会及び地域移行部会に参加し、関係機関とのネットワーク構築や、地域課題の把握に努めます。

2 事業内容

- ① 個別支援計画書を作成し、計画書に基づいた支援をします。
- ② 生活全般の相談に乗ります。
- ③ 食事の提供については、全ホームの栄養管理、食事提供を一括管理するために市内業者による配食サービスを利用します。
- ④ 健康管理については、利用者の日々の健康状態に常に留意し、病院受診の同行、健康診断等、健康維持のため適切な措置をとるよう努めます。
- ⑤ 金銭管理については、必要に応じて成年後見制度の利用の相談に乗ります。
- ⑥ 余暇活動については、地域生活支援事業の移動支援を利用して外出への配慮をします。

- ⑦ 地域行事やイベント、自治会活動への参加を積極的に行い、地域との交流を図ります。
- ⑧ 緊急時の対応が円滑かつ迅速に出来るように努めます。
- ⑨ 日中活動の場等との連絡・調整を行い、支援の一体性を持たせます。
- ⑩ 夜間においては夜間支援員を配置し適宜巡回を行い、利用者それぞれに必要な支援を行います。
- ⑪ 体験利用における支援や地域移行のための支援に努めます。
- ⑫ 虐待防止、権利擁護の徹底を図ります。
- ⑬ 居住棟の環境整備に努めます。
- ⑭ 利用者、家族の希望に応じて利用料金の支払いを自動振替で対応します。
金銭を扱う機会の軽減で事務の効率化の意識を持ちます。
- ⑮ 上記の支援に附帯する便宜
その他必要な介護・介助・支援・家事・相談・助言を行います。

3 各種会議

毎月 1 回の定例世話人会議に加え、適宜必要に応じて世話人会議を実施し、利用者支援の方向性を確認し、話し合いを持ちます。

利用者のニーズ確認、支援内容の評価・検討、各連絡調整を行い管理体制の充実を図ります。

4 職員研修の充実

支援の質の向上やスキルアップを目的に、外部研修に積極的に参加します。

特に世話人の研修参加の機会を増やし、専門性を高める意識や支援技術を学ぶ機会を提供し、利用者支援に還元させます。

外部研修報告は定例世話人会議での口頭報告や書面での回覧を行い、全職員への周知徹底を図ります。

3 ヶ月に 1 度、大阪府知的障害者福祉協会地域支援部会への参加、摂津市内グループホーム事業所連絡会への参加で他事業所との情報交換、法制度の情報収集を行います。

グループホーム全国研修会にも参加し、国の示すその時々重点課題の講義や全国から集まる管理職との情報交換を通して、法制度の理解を深め、専門的支援技術を習得します。

重度・高齢化する利用者への体調急変時に対応出来るように所管の消防本部から講師を招き、心肺蘇生法（AED 講習）を年 1 回実施します。

5 災害事故防止対策

消防設備の点検及び維持、非常災害に備えるため、避難経路の確認や地域の防災・ハザードマップを用いてリスク管理の徹底を図ります。利用者や地域の状況の変化に応じて、適宜防犯マニュアルの見直しを行います。警察による各ホーム周辺の巡回を依頼し、不審者対策を講じます。摂津市障害者地域自立支援協議会の災害時対応策検討ワーキングに参加し、障害者が被災した際の対応や、行政への要望、研修会の立案を行います。

6 秘密保持・個人情報の保護

サービス提供を円滑にするために、各種関係機関との情報共有が必要な場合がありますので、個人情報の保護に関する法律その他関係法令等を遵守し、利用契約時に個人情報の取り扱いについて、必要最低限の範囲で使用させていただく事を文書により同意を得ます。この秘密保持の義務は、利用契約が終了してからも継続する事とします。

7 苦情解決システム

苦情又は相談があった場合、聞き取りや状況把握を迅速に行い、利用者の立場を第一に尊重しながら問題解決に努めます。

8 社会貢献

大阪府社会福祉協議会社会貢献事業である「大阪しあわせネットワーク」に参画し、コミュニティソーシャルワーカーを配置して、地域で課題を抱える方への支援も行います。

AEDを設置しているグループホームにはAED設置のステッカーを掲げ、地域住民への情報提供を行い、要請があれば貸し出しを行います。

9 日課予定表

時 間	平 日	土・日・祝日
5：30～8：00	起床・朝食	起床・朝食
8：00～9：30	通所・就業先へ出勤	余暇 昼食
16：00～18：00	通所・就業先から帰宅	
18：00～21：00	夕食・入浴・余暇	夕食・入浴・余暇
21：00～	共用部分は消灯・就寝	共用部分は消灯・就寝

3 摂津市立児童発達支援センター

I 児童発達支援センター「つくし園」

1 運営方針

つくし園は発達に課題のある子どもへの専門療育・支援施設として、心身の健康保持と増進、基本的生活習慣の確立、社会性の獲得を目的に日々療育を行い、心身共に豊かに育っていける施設づくりに努めます。その具体的な内容として

- ① 本人の自立を支援するための発達支援
- ② 子どものライフステージに応じた支援
- ③ できるだけ身近な地域における支援
- ④ 発達に課題のある幼児の家族を含めたトータルな支援が挙げられます。

施設の運営にあたっては、児童発達支援センターとして「児童発達支援」「障害児相談支援」「保育所等訪問支援」「くまさん親子教室」の四つの事業を実施し、児童発達支援センターが地域支援体制の中核的な役割を果たせるよう活動していきます。

「児童発達支援」は通園利用の子どもたちをはじめ、施設を利用する未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応等を行っていきます。

「保育所等訪問支援」は保護者のニーズを受けて保育所・幼稚園・学校等を訪問し、集団生活に適應できるように保育士、教職員等に専門的なアドバイスを行うほか、その他の必要な支援を行っていきます。

「くまさん親子教室」は、市家庭児童相談課、保健福祉課との連携の下、発達に課題のある親子を対象に、早期に療育が必要な子どもあるいは母親指導等を行い、適切な支援へ繋げるために市内3か所（子育て総合支援センター、第1児童センター、当センター）で週4回実施していきます。

「障害児相談支援」は発達に課題のある子どもたちを対象に、障がい特性へのきめ細かい配慮を行い、子どもたちや家族の困り感への対応を考え、最適な福祉サービスが利用できるような利用児や保護者の利便性を考え、障害者総合相談支援センターでの出張相談等を行いながら支援していきます。

また、園舎は、昭和57年に建設され、経年劣化が避けられない状態であり年々園舎修繕や電気機器の故障による修繕などに経費がかかるようになってきています。摂津市の建物点検が実施され、障がいや発達に課題のある児童である利用者に安全に快適に利用していただくためにも、園舎内部・外構・電気設備・衛生設備・空調設備等の計画的な補修・修繕を市子育て支援課と協議し進めていきます。

2 通園児の支援

通園児の支援は、年齢・発達状況・母子関係等個々に応じて行います。母子通園クラスは、

子ども自身の課題と環境的要因に着眼した発達援助、並びに養育基盤である家庭の安定に向けた療育・援助を行います。その後、年齢や発達段階に応じて単独通園クラスに移行します。また、園児の発達課題や実情に照らした保育内容の細分化・グループ化によるきめこまやかな療育を実施するとともに、次年度就学を迎える園児への学習プログラム等の充実に努めます。

併設施設のめばえ園職員の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及びくまさん親子教室を担当する公認心理士との連携をさらに高め、多職種スタッフによる構成で専門的な療育に取り組みます。

(1) 療育の内容

ア 生活指導

食事、排泄、更衣等の日常的、基本的な生活動作を通して生活習慣を身につけ、リズムを整えるように援助します。

イ からだづくり

生活リズム、しっかりとからだを動かしての遊び、自然に触れながらの心身の発散をすることによって丈夫なからだをつくります。また、食事指導や歯磨き指導を通して衛生や健康への意識を高めます。

ウ 社会性の養成

集団の中で、個別の遊びや集団遊び・行事等を通して経験の幅や人とのかかわりを広げ、ルール学習・理解につなげます。

エ 交流事業

地域での育ちを豊かにするための子育て支援事業に積極的に参画・参加し、園児の経験の幅や人とのかかわりを広げます。

(2) 健康管理の充実

ア 園児の健康状態を把握するため定期的に健康診断を実施するとともに、必要に応じて医療機関との連携に努め助言・指導を受け、療育に活かしていきます。

イ 家庭と連携して生活リズムを見直し、基本的な生活習慣を身につけます。

ウ 必要に応じて府及び市の担当保健師、医療機関との連携を図り、助言・指導を受け、療育に活かしていきます。

(3) 給食

給食で提供する食事は園児の健康の保持増進や家庭における食生活の意識向上を目指し、それぞれにとって望ましい食習慣を身につけ、適正なエネルギーと栄養素の摂取ができる食生活を営むことができることを目的に実施しています。委託業者との連携を密にし、栄養士による喫食状況の把握、子どもの状況に配慮した調理形態の工夫などに努め、さらに子どもにあった給食の提供に努めます。

3 保護者との連携

保護者が子どもの発達段階や課題を把握し、適切なかわり方を学習することにより、子どもを理解して、子育てができるよう援助を行い、家庭の安定につなげます。

(1) 家庭との連絡

毎日の連絡ノートにより、子どもの家庭での様子や園での様子を連絡し合うことにより、日々の状態の把握に努めるとともに相談にも応じます。園だよりの発行（毎月）

(2) 各種面談・親子保育

項 目	実 施 形 態
個 別 面 談	園児ごと 隔月 1 回 進路指導も含む
ク ラ ス 面 談	クラスごと 毎月 1 回
三 者 面 談	必要に応じて実施
家 庭 訪 問	入園時、他必要に応じて実施
合同親子保育	毎月 1 回 2 クラス合同で実施
単独クラス 親子保育	毎月 1 回 単独通園クラスの親子保育日

(3) 母親教室

子どもの発達に関する学習や情報・意見交換や保護者間での交流を目的に実施します。

4 各種会議

施設運営に関する事項及び園児に対する療育内容の向上について協議し、効率的かつ円滑な業務運営を推進するため次の会議を開催します。

- ・施設連絡会議（毎月 2 回） ・給食会議（毎月 1 回） ・行事会議（随時）
- ・年度まとめ会議（年 1 回） ・職員会議（毎月 1 回＋随時）
- ・子育て支援課、家庭児童相談室課、保健福祉課との会議（引継ぎ、判定会議、情報意見交換など）（毎月 1 回）
- ・障害児相談連絡会（随時） ・教育支援会議（随時）
- ・生活支援センター連絡会議（毎月 1 回） ・児童発達支援事業所連絡会議（年 2 回）

5 災害・事故防止対策

災害（火災・地震等）の際には特に配慮を要する障がい児が利用していることから、安全の確保を図るため訓練を実施します。また、施設内への不審者の侵入を未然に防ぎ、備品を含め日常的に安全の確保に努めます。

- ・避難訓練（月 1 回） ・普通救命講習（年 1 回） ・消火・通報訓練（年 2 回）
- ・防犯訓練（年 2 回） ・遊具安全点検（毎日） ・業者委託遊具安全点検（年 1 回）

6 関係機関との連携

必要に応じて、市子育て支援課・家庭児童相談課・保健福祉課との連携を図り個々の支援

を充実させていきます。医療機関との連携については、早期療育に伴う医療的ケアの必要な園児も多いことから、経過の把握と必要に応じた指導を行います。また、進路指導については、教育委員会、支援学校、市内小学校、幼稚園、保育所、こども園などとの連絡調整を図り、体験入学、進路先訪問などの機会を通して情報の交換を行い、連携を深めていきます。市内小中学校の支援学級担当者との研修会を実施するほか、五中校区地域教育協議会及び市子育て支援ネットワーク推進会議に参画し、子どもたちが健やかに育つための環境づくりを進めていきます。

7 障害児相談支援

利用者が支援を受けるにあたっての窓口となるのが、障害児相談支援です。

市保健福祉課、子育て支援課、家庭児童相談課、府茨木保健所からの紹介と電話等で直接、相談を受ける場合があります。相談支援専門員が受け付け、相談内容により利用できるサービスを考え、サービス等利用計画・障がい児支援利用計画を作成します。それをもって市役所で受給者証が発行され、サービスを受けることができます。

8 保育所等訪問支援

通園児が修了し保育所や幼稚園に就園した場合と児童発達支援の訓練を受けている子どもの保護者からの希望がある場合で、相談支援専門員が必要であると判断したとき支援を開始します。保育所と幼稚園がほとんどですが、必要に応じて小学生が対象となる場合もあります。訪問支援員が訪問し必要な支援を行います。

9 くまさん親子教室

摂津市より委託を受けて、発達や養育上に課題のある親子を対象とした教室を、くまさん親子教室という名称で実施しています。親子で集団活動に参加してもらい、発達支援及び育児支援を行います。保育士、心理士など多職種の職員が関わることで、多面的な視点を持って支援できる体制を構築しています。また対象者に関わる関係機関と連携し、次のステージに向けたアドバイス等も行います。

10 虐待防止

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者（児）施設における虐待の防止について」に準じた取扱いをするとともに、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待の防止に関する責任者の選定を行います。
- ・成年後見制度の利用支援を行います。
- ・苦情解決体制の整備を行います。
- ・従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- ・個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ・従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

1 1 苦情解決システム

保護者からの相談、苦情などに対応する窓口を設け、利用児及び保護者の立場に立って誠実かつ迅速な対応に努めます。

1 2 個人情報の保護

法人の個人情報保護管理規程及び方針に基づきつくし園が保有する情報の紛失、漏えい、改ざん等を防ぐとともに情報の管理を適正に行います。

1 3 年間行事予定

月	主 な 行 事	定 例 行 事
4	・ 保育説明会	〈健 康 診 断 等〉 ・ 内科健診（年 2 回） ・ 耳鼻科健診（年 1 回） ・ 歯科健診（年 1 回） ・ 検尿（年 1 回）
5	・ 日曜参観	
6	・ 学校見学	
7	・ 七夕まつり ・ 夕涼み会	
8		
9		〈月 例 行 事〉 ・ 避難訓練 ・ 身体測定 ・ 合同親子保育 ・ 単独クラス親子保育 ・ 個別面談、クラス面談 ・ 参観（随時）
1 0	・ 遠足 ・ 体験入学 ・ 教育支援会議	
1 1	・ つくし園運動会 ・ 教育支援会議	
1 2	・ クリスマス会	
1	・ 保育所等一日保育	
2	・ 豆まき・保育所等一日保育 ・ 生活発表会	〈その他の行事〉 ・ 母親教室（年 5 回） ・ 誕生日会（年 4 回）
3	・ ひなまつり ・ お楽しみ会 ・ 卒園・修了式	

1 4 日課予定表

時 間	通園児の日課	処遇職員等の活動
～8：45		仕業点検、電話受付
8：45～9：00		開 園 朝 礼、保育準備
9：00～10：00	登 園	送迎バス運行（バス車内指導） 受入れ準備
10：00～10：15	更衣、排泄 シール貼り	更衣指導・介助 排泄指導・介助
10：15～10：45	コーナーあそび	連絡ノート確認 園児主体のあそびの援助
10：45～11：30	朝の会（挨拶、お話、手遊び） 設定保育（感覚運動、認知操作、 言語・社会性のあそび）	出欠確認、健康状態の把握 計画による保育指導
11：30～12：30	片付け、排泄、給食準備 給食	食事指導・介助
12：30～14：00	歯磨き コーナーあそび、散歩など	歯磨指導・介助 園児主体のあそびの援助およ び設定保育
14：00～14：40	片付け・排泄 おやつ 更衣 降園準備	排泄指導・介助 食事指導・介助
14：40～15：00	終りの会（歌、お話など）	保護者への連絡事項確認
15：00～16：00	降 園	送迎バス運行（バス車内指導） 施設内清掃・面談・保育準備
16：00～17：15		日誌・個人記録の記載、 各種会議、終礼
17：15		閉 園

1 5 福祉サービス第三者評価

問題点を具体的に把握し、サービスの質の向上に結び付けることができるよう、公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から事業所の運営管理や提供するサービスを評価する「福祉サービス第三者評価」を受審します。

Ⅱ 障害児通所支援施設「めばえ園」

1 運営方針

めばえ園は、利用者にとって身近な地域の障がい児支援の専門施設として、未就学児を対象に通所利用の乳幼児への支援及びその家族へ支援・療育を行う「児童発達支援」と、就学児を対象に放課後や長期休暇を利用して日常生活における基本的動作を習得し集団に適応することができるよう訓練等を継続的に提供し、学校教育と相まって子どもの自立を促進する「放課後等デイサービス事業」を実施しています。障がい児への専門療育訓練・支援施設としての機能の充実・サービスの向上・専門性の向上に努め、発達に課題のある子どもへの適切な指導・療育・訓練を行います。

施設の運営にあたっては、作業療法訓練を希望する利用児が多人数のため週3回の嘱託職員から新たに1名正職員を採用し、訓練時間の確保に努めます。

各々の訓練については、理学療法（PT）、作業療法（OT）、言語療法（ST）及び乳幼児のグループ療育等により豊かな育ちを支援するために、心身の状況や環境に応じた日常生活における基本的動作の習得等、個々に応じたサービス提供を行います。また福祉・教育・保健・医療と連携し発達に課題のある子どもたちの子育てを家族も含め支援し、摂津市における障害児通所支援施設として地域の拠点となるよう進めていきます。

2 サービスの内容

ア 理学療法

主として日常生活動作訓練による基本的な身体運動の発達を目的として、グループ訓練と個別訓練を発達段階に応じて行います。母子で訓練を行うことによって子どもへの対応と障がい・発達への理解を図るとともに、子どもが学習し発達していく過程をスムーズに援助できるように促していきます。

イ 作業療法

手指機能、知覚、認知、概念の学習を主として行い、手指巧緻性の獲得、行動の安定、集中力の強化、会話（コミュニケーション）の拡大につなげていきます。

ウ 言語療法

口腔器官、聴覚器官だけの障がいだけでなく、それらを制御する中枢神経に問題がある場合も多くあるので、早期治療を行い伝達、思考、記憶への発達面の援助を行います。

エ グループ療育

配慮や療育を要しながら適当な受け入れ機関がなかったり、特定期間（特に短期）の利用を要する子どもが対象児として多いことから、療育を受ける環境を設けることにより乳幼児期の発達支援サービスの拡充につなげています。運動面・精神面への課題に対し、粗大運動・巧緻動作・感覚統合などを盛り込んだあそびの提供を行い、母子ともに児童発達支援センターを利用するの日の活動が必要なケースに対し、集団への適応性や母子関係の調整などを図りながら、より具体的な育児支援を行っていきます。

オ 送迎サービス

グループ療育及び各訓練利用児のニーズに応じて、送迎サービスを行います。

3 保護者及び関係諸機関との連携

(1) 保護者との連携

療育・訓練に母子で参加し、家庭での子どもの様子を聞きながら訓練を行うことにより、保護者には子どもへの対応と障がい・発達への理解を促し、子どもが学習し発達していく過程をスムーズに援助できるように連携します。

(2) 関係機関との連携

就園、就学している子どもには受入れ機関との連携により、学校や園での様子について指導や助言を行います。市こども教育課、教育支援課の依頼により理学療法士、作業療法士を幼稚園、保育所や学校等に派遣し、助言や意見交換をします。また特別支援教育については、関係諸機関との連携においてよりよい支援サービスを提供します。

近年、低年齢児の利用が増加傾向にあります。要フォロー児への早期処遇の流れが定着し、関係諸機関のフォロー体制が充実してきたことによるものと言え、さらに連携を深めより良いサービス提供につなげます。

(3) 医療との連携

理学療法士、作業療法士は整形外科医の指示のもとに、訓練を行っていきます。保護者には助言・指導を行い、補装具の相談にも対応します。園児によっては医療機関、他訓練機関、府及び市の担当保健師との連携を図ります。

4 各種会議

施設運営に関する事項及び利用児に対する療育内容の向上について協議し、効率的かつ円滑な業務運営を推進するため次の会議を開催します。

- ・施設連絡会議（毎月2回）
- ・年度まとめ会議（年1回）
- ・職員会議（随時）
- ・行事会議（随時）
- ・子育て支援課・保健福祉課との会議（引継ぎ、判定会議、情報意見交換など 随時）
- ・障害児相談連絡会

5 災害・事故防止対策

災害（火災・地震等）の際には特に配慮を要する障がい児が利用していることから、安全の確保を図るため訓練を実施します。また、施設内への不審者の侵入を未然に防ぎ、備品を含め日常的に安全の確保に努めます。

- ・避難訓練（月1回）
- ・防犯訓練（年2回）
- ・消火、通報訓練（年2回）
- ・普通救命講習（年1回）
- ・業者委託遊具安全点検（年1回）
- ・遊具安全点検（毎日）

6 虐待防止

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者（児）施設における虐待の防止について」に準じた取扱いをするとともに、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待の防止に関する責任者の選定を行います。
- ・成年後見制度の利用支援を行います。
- ・苦情解決体制の整備を行います。
- ・従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- ・個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ・従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

7 苦情解決システム

保護者からの相談、苦情などに対応する窓口を設け、契約に関する保護者の要望、苦情などに対し誠実かつ迅速に対応し改善に努めます。

8 個人情報の保護

法人の個人情報保護管理規程及び方針に基づき、めばえ園が保有する情報の紛失、漏えい、改ざん等を防ぐとともに情報の管理を適正に行います。

9 週間予定表

		月	火	水	木	金
P T	午前		○			○
	午後		○			○
O T	午前	○	○	○	○	○
	午後	○	○	○	○	○
S T	午前	○	○	○	○	○
	午後	○	○	○	○	○
療育G	午前			○	○	

*その他、それぞれの訓練について随時、観察を受け入れます。

観察により訓練が必要と判断した場合は、しかるべき手続きを経て、訓練を開始します。

10 福祉サービス第三者評価

問題点を具体的に把握し、サービスの質の向上に結び付けることができるよう、公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から事業所の運営管理や提供するサービスを評価する「福祉サービス第三者評価」を受審します。

4 多機能型事業所「摂津市立ひびきはばたき園」

1 運営方針

ひびきはばたき園では、利用者一人ひとりの状況を踏まえながら、利用者の基本的人権を尊重し、利用者が主体的にいきいき・のびのびと園や地域で生活できるように支援します。令和2年度においては、よりサービスを発展させるために、利用者一人ひとりに応じた支援や職員の資質向上を重点に置きながら、従来通り各関係機関と調整も図りつつ、利用者が地域で安心して生活できる事もめざします。また、日中の活動のみならず、家庭内や介護者、利用者の通院問題等の様々な理由により、地域生活が一時的に困難になるケースにも対応すべく、行政・他施設との連携を図りながら、問題解決・改善のための協力体制を強化し、生活・相談支援の充実に引き続き務めます。

生活介護では、生産活動を実施するにあたり、近隣の会社から仕事（紙折作業）を提供して頂き、利用者が仕事をする事への責任・社会貢献を感じる活動を取り組めます。また、工賃を支給する事で、働いて収入を得る喜びと作業意欲を高めます。昨年度に引き続き、施設の「強み」「特色」を打ち出すため、強度行動障害・自閉症スペクトラムの利用者が自発的に行動でき、予定の見通しがたつ環境作りを充実させます。継続した取り組みとしましては、同一法人の生活介護事業所みきの路との合同体制に向けて、お互いの相互理解をさらに深め、効果的に効率的な事業展開ができるよう進めていきます。

就労継続支援B型では、食品トレイ選別事業の継続した安定と、小型家電リサイクル事業の更なる飛躍と工賃アップを目的に、行政のバックアップだけに留まらず、広くPRする啓発活動と、利用者・職員の技術アップと意欲の向上に力を入れます。また、地域交流と訓練資源や経験の拡大を目的に、地域と連携し地域の中で農業体験を実施し、安定した作業・サービスを基本にした支援を進めていきます。自立訓練では、公共交通機関利用と外出する機会を増やし、地域を知り自立への一歩が踏み出せるカリキュラム内容の再確認を行い、利用者の特性とスキルに合った幅広いカリキュラムを構築・提供していきます。また、引き続き新たな利用者の確保のために、支援学校や関係機関への情報提供を強化していきます。就労移行支援では、就労に直接関わる訓練（礼儀・言葉使い・面接・履歴書等）や実践的な訓練（職場実習、面接会等）、就労を定着するための支援（アフターケア）を見直しながら、仕事のイメージをより実感してもらうために、就労前実習先の確保と機会を増やし、仕事を理解し経験しながら就職率のアップへ繋げていきます。また、利用者確保に繋がるよう、選んでもらえる事業所をめざし新たなカリキュラムの導入と、広く事業内容を知ってもらうための就労移行支援事業パンフレットを作成します。

ひびきはばたき園は、昭和58年に設立され（築36年）、経年老化が避けられなくなり、年々園舎修繕や電気機器の故障等が相次ぐようになっていきます。利用者が安全に活動でき、快適に利用して頂くためにも、今後も定期的な点検と計画的な改修・修繕が円滑に進むよう、市障害福祉課と協議していきます。

今後、新たな事業展開を進める事で、一人ひとりの人格と個性を尊重し、その可能性を最

大限に発揮できるよう、職員一同、新年度事業に取り組んでいきます。

2 事業内容

(1) 生活介護

生活介護事業は、支援が必要な方に、日中の生活介護（食事、排泄等）、創作活動、生産活動の機会を提供し、身体機能の維持と向上、生産活動の向上に必要な支援を行います。利用者一人ひとりに個別支援計画を立て、専門知識・技術に基づく支援による日中活動の場を提供し、各関係機関との連携を図りながら、利用者が地域で安心して生活できることをめざします。

① 療育・機能訓練

身体障害や高次脳機能障害など、多様な障害に応じて支援の充実を図り、身体機能の維持・向上のためにニーズに合わせたプログラムを実施します。ストレッチやリラクゼーションなどの療育的アプローチに合わせ、理学療法士による訓練とアドバイスを基にプログラムを提供します。

また月2回専門職による音楽療法を行います。

② 創作活動 ・壁面作り ・さをり織り ・作品制作

③ 作業・生産活動 ・和紙作業（名刺、カレンダー、はがき、ポチ袋、しおり等）

④ 送迎

リフト付き自動車等を使用して、全ての利用者にドアツードア送迎を実施します。

⑤ 通院支援

利用者本人または、家族の付添だけでは通院が困難な場合、支援を行います。

⑥ おやつ作り

栄養士を中心に、食に対する興味や楽しさを味わえる活動を行います。

⑦ 構造化

強度行動障がいや自閉症スペクトラムの利用者が、集中し落ち着いて作業や活動に取り組めるよう環境を整え、目で見て手順が明確にわかる等の取組みを行います。

⑧ 特別プログラム

集団活動に乗れない利用者（引きこもり等）に対する個別支援の一つとして、プールプログラムや環境調整を重視したプログラム等、個別に応じた活動を提供します。

⑨ 生産活動

軽作業（箱折り）を天星紙器株式会社（リバティ）より請負い、自立と社会参加を目的とし、将来的に利用者へ工賃の支払いをめざします。

(2) 就労移行支援

就労移行支援事業では、一般就労を希望する方に、訓練期間を原則2年間とし、就労に必要な知識の習得や能力の向上のために必要な訓練や就労継続支援B型の作業資源を利用した訓練等を行います。また、求職活動、職場体験、職場への定着のために必要な支援を行います。

- ① カリキュラム
 - ・ トータルマナー ・ コミュニケーション ・ 求職活動 ・ ジョブプログラム
- ② 作業
 - ・ 陶芸 ・ 園芸 ・ 軽作業 ・ 小型家電リサイクル事業 ・ 施設外清掃
- ③ 職場実習・訓練校体験入校
- ④ 求職活動支援と職場定着支援
 - ・ ハローワーク、就業・生活支援センター、障害者職業センター（職業評価）等の専門機関との連携
 - ・ 6 か月間の職場定着支援

（３）就労継続支援Ｂ型

就労継続支援Ｂ型事業では一般企業で就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、充実した日中活動と、就労を意識した支援を十分に時間をかけて実施します。

- ① 軽作業（請負作業）

ダイキンサンライズ摂津、中村製本紙工、エッグ住まいの工房、官公受注
- ② リサイクル事業（施設外就労）

摂津市から委託を受け、施設外就労として摂津市リサイクルプラザで食品トレーの分別・梱包作業に取り組みます。
- ③ 小型家電リサイクル事業

小型家電リサイクル事業は「希少金属の再資源化」で利用者の働く場の提供とともに社会貢献に寄与します。回収量の確保、解体技術の研鑽などの課題を解決し、工賃アップに繋がります。
- ④ 生産活動

陶芸・・・市高齢介護課等より記念品の受注、バザー、楽土市を行います。
園芸・・・野菜を栽培し販売します。
- ⑤ 工賃の向上と配分

収益については、毎月の支払工賃と年３回の一時金で、均等に配分します。昨年度の一か月の平均工賃は 52,281 円ですが、今後は、さらなる工賃向上をめざします。

（４）自立訓練（生活訓練）

将来的に就職を希望する方に就労に向けた生活能力を高める訓練を 2 年間実施して、働く前の学びの場を提供します。多様なカリキュラムで社会生活スキルの習得をめざします。

- ① 社会生活スキルの習得
 - ・ 挨拶、返事 ・ ルール、マナー ・ コミュニケーション ・ 集団参加
- ② カリキュラム
 - ・ 国語、算数 ・ 身だしなみ ・ 金銭管理、買い物 ・ 調理実習
 - ・ 体力作り ・ SST ・ 企画トレーニング ・ 職場見学

3 個別支援計画

利用者及び家族の意向とアセスメントを踏まえ、ストレングスの視点で利用者個々の個別支援計画を作成し、同意を得て支援を実施します。サービスによって3カ月・6カ月毎に見直しをして、PDCAサイクルで継続した支援を行います。

4 生活相談

随時個人面談を行い、日常生活や介助面等の悩みや相談を受け、また、利用者の思いや考え、望みを受け止め、その解決に向けた支援を個別に行います。

5 家族への支援

家庭生活での悩みや問題を解決できるように、本人を含めた家族に必要な応じて支援を行います。また、自主的活動である家族会にも支援や協力を行います。生活介護では連絡ノートを利用します。そして機関誌の発行を通して、園での活動や取り組みについて、家族に知らせます。

- ・連絡ノート ・電話連絡 ・家族会への援助 ・行事への参加
- ・個人面談、家庭訪問の実施 ・機関誌及び月予定表の発行
- ・給付費支給申請の援助や行政手続きの代行

6 職員からの情報提供

地域生活を送る上で必要な情報（福祉サービスや制度、地域情報、余暇の場、病院、公共機関等）を職員から伝えていきます。

7 行事

- ・生活介護…小グループでの園外活動・社会見学・食事会
- ・就労系…体験学習（一日野外活動）・食事マナー訓練（自立訓練）

8 進路指導・アフターケア

退園後の進路について、利用者に合った進路先を利用者・家族と一緒に考え、進路先へのスムーズな移行ができるための取り組みを行います。また、退園後一年間は進路先や家庭への訪問を実施し、障害者総合相談支援センターや各関係機関と連携した支援を行います。

9 自治会（就労継続支援B型）

自治会を利用者の自主性を引き出し自己決定できる力を育む機会として、側面的に援助します。

10 健康管理

利用者個々の健康状態を常に把握し、健康の維持・増進を図ると共に疾病の予防に努め、心身ともに良好な状態で快適な生活ができるよう、次の項目を実施します。

- ・看護師来園（年 2 6 回） ・ 整形外科医来診（年 6 回） ・ 精神科医来診（年 3 回）
- ・ 内科医検診（年 2 回） ・ 歯科医検診（年 1 回） ・ 検尿（年 2 回）
- ・ 体重測定 ・ 身体測定 ・ 血圧測定
- ・ 通院担当医調査 ・ 服薬管理 ・ 健康相談サービス ・ 通院支援
- ・ 保健だよりの発行 ・ 研修、講習会の参加 ・ 衛生及び環境整備

1 1 給食の提供

食事摂取基準に基づき、栄養素の摂取不足によって生じるエネルギー及び栄養素欠乏症の予防に留まらず、過剰摂取による健康障害の予防、生活習慣病の一時予防も目的とした食事の提供を行います。また、給食で提供する食事は利用者の健康の保持増進や家庭における食生活の意識向上をめざします。そして利用者の嗜好にあった給食の提供に努め、そのために、委託業者との連携を密にして、月 1 回の給食検討のための会議を開催します。

栄養・調理部門も利用者の Q O L 向上をめざす立場を明確にし、支援部門との連携・チームワークを深めていきます。契約内容の遵守・履行（刻み食等の特別食の加工調理も契約内容に含む）を引き続き行います。

食の安全安心を提供する意味においても給食で使用する食材の産地表記を記録し、希望があれば公表することもできます。

- ・ 給食だよりの発行（年 1 2 回） ・ 残食調査
- ・ 検食簿 ・ 嗜好調査 ・ 情報提供

1 2 施設・設備にかかる補修・修繕

2020（令和 2）年度は、洗面台、照明器具入替工事及び作業室入口扉、トイレ修理を実施します。

1 3 各種会議・委員会

施設運営に関する事項及び利用者に対する指導内容の向上について協議し、効率的かつ円滑な業務運営を推進するため、次の会議を開催します。

- ・ 施設連絡会議（月 2 回） ・ 行事实行委員会（随時）
- ・ 指導会議（随時） ・ 職員会議（随時）
- ・ グループ会議（随時） ・ ケース会議（随時）
- ・ 給食運営会議〈内外〉（月 1 回） ・ リーダー会議
- ・ 虐待防止権利擁護委員会（月 1 回） ・ サービス向上委員会（月 1 回）

1 4 災害事故防止対策

災害（火災・地震等）の際には特に配慮を要する障がい者が施設を利用していることから、安全の確保を第一とした訓練を実施します。そして、利用者に対して行うサービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・市に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- ・通報、消火訓練（年２回）
- ・避難訓練（月１回）
- ・防犯訓練（年１回）
- ・震災訓練（年２回）
- ・環境整備（随時）
- ・救命救急訓練

1.5 秘密保持と個人情報の保護

サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。サービスを円滑に提供するため、他の障がい福祉サービス事業者等との情報の共有が必要な場合がありますが、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で用いる等、利用者の個人情報を他の障がい福祉サービス事業者等に提供しません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、他の障がい福祉サービス事業者等に提供しません。

1.6 虐待防止

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待の防止に関する責任者の選定を行います。
- ・年に２回職員セルフチェックを実施します。職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制と、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備のために、虐待防止委員会を開催します。
- ・虐待防止を啓発・普及するための研修を実施し、研修を通じて職員の人権意識の向上、知識や技術の向上に努めます。
- ・苦情解決体制の整備を行います。
- ・個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ・成年後見制度の利用支援を行います。

1.7 医療機関及びショートステイ先関係機関との連携・協力

「担当医調査」等必要に応じて医療機関とも資料提供や連絡を取り、また、市内ショートステイ先と事前面接等、ケースの引継ぎを行い、定期連絡会を実施します。また、園・医療機関・市福祉担当課との連携を要するケースも多く、地域でのケアをスムーズに行えるというねらいをもって援助していきます。他の事業所を利用されている利用者も多いことから、各関係機関(地域包括支援センター、保健センター、グループホーム)との連携強化を図っていきます。

1.8 施設の社会化

利用者の地域生活が充実するように、積極的に地域に出かけ交流を行っていきます。また、利用者が安心して地域生活での活動を行えるための支援者作り等(ボランティア養成、学校教育への協力)に努め、地域との交流を図ります。

19 苦情解決システムとサービス向上委員会の開催

苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は、把握した状況を解決責任者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。（時間を要する場合はその旨を翌日までには連絡します。）また、要望についても真摯に傾聴し、相談に応じます。年1回満足度調査（アンケート）を実施し、サービス向上委員会を開催します。

- ・苦情受付担当者、苦情解決責任者の配置
- ・第三者委員の設置
- ・外部相談機関の利用者への周知
- ・サービス向上委員会の開催、サービス向上委員の配置

20 年間行事計画（全サービス）

月	主 な 行 事	定 例 行 事
4	・ 歓迎会	〈主 要 行 事〉 ・ 総合消防訓練（年2回） ・ 家族会（年2回） ・ 家族会大掃除（年1回） ・ 体験学習（年1回） ・ 園外活動（年10回） ・ おやつ作り（年10回） ・ バザー出店・楽土市 ・ 食事マナー訓練 〈月 例 行 事〉 ・ 避難訓練
5		
6	・ 懇親会	
7	・ 食事会	
8		
9		
10	・ 法人運動会	
11	・ 社会見学	
12	・ ジャンボクリスマス会 ・ 風船バレーボール大会	
1		
2	・ 作品展と音楽鑑賞会	
3	・ スプリングフェスタ	

21 日課予定表

（1）生活介護

時 間	利用者の日課	職員の役割
8：30～	利用者登園	開園・バス連絡事務・朝礼
～10：00		送迎車（車内支援） 受入準備

10：00～	更衣・排泄・水分摂取	健康状態の把握・連絡ノート確認 更衣・排泄・水分摂取支援
10：30～11：45	朝の会・体操 クラス別活動	作業他・個別プログラム支援
11：45～13：00	給食準備 給食・排泄	食事支援・介助 片付け
13：00～14：30	クラス別活動	作業他・個別プログラム支援 連絡ノート記帳
14：30～15：00	水分摂取・休憩 食堂掃除	
15：00～15：30	降園準備（更衣、排泄） 終りの会	更衣・排泄支援
15：30～17：00	降園	送迎車（車内支援） 支援状況等の報告 各日誌・ケース記録の記載 施設内清掃・点検・終礼
17：15		閉園

（２）就労移行支援・就労継続支援Ｂ型・自立訓練

時 間	利用者の日課	職員の役割
～8：45		開園・連絡事務
8：45		朝礼・出欠確認・作業準備
8：50～ ～12：00	利用者登園、更衣 朝礼 作業	健康状態の把握 作業指導・安全確認 ・カリキュラム（訓練） 作業状況・工程の確認
12：00～12：45	昼食・片付け・体操・休憩	食事支援
12：45～14：15	作業	作業指導・安全確認 作業状況・工程の確認
14：15～14：25	休憩（水分摂取）	
14：25～15：40	作業	情報提供～月２回 自治会～第１・３・５水曜日 その他 終日作業日
15：40～16：00	終礼・更衣	作業場の整理

16：00～17：00	降園	指導状況等の報告・職員会議 各日誌・ケース記録の記載 施設内点検・清掃 作業場の整理・翌日の作業準備 終礼
17：15		閉園

2.2 日中一時支援事業

空床利用型として、定員1日3人で実施します。学校の長期休暇中や他事業所の休暇日、家族のレスパイト、日中活動の場を求める利用者等、また利用対象者が児童と障がい者と年齢幅も広いと、ニーズに即したサービスを提供していきます。

2.3 移動支援事業（ガイドヘルパー派遣事業）

外出する機会を確保することにより、障がいのある方の社会参加の保障や余暇支援の充実を支援することを目的としています。また利用者等が居宅において自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、利用者の身体状況や置かれている環境に応じて、外出時におけるサービスを適切かつ効果的に行います。そして、利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を行います。

（ア）移動支援サービスの質の向上

登録ヘルパーに対する定期的な研修により、職業倫理と障がいのある方に対する基本的介助法の確認及び障がい福祉に関する専門知識の習得を行います。

- ・採用時研修（採用後1か月以内）
- ・登録ヘルパー研修（年12回）
- ・法人内で実施される研修の活用

（イ）移動支援登録ヘルパーの確保

登録ガイドヘルパーの確保増員に努めます。

2.4 福祉サービス第三者評価

問題点を具体的に把握し、サービスの質の向上に結びつけることができるよう、公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から事業所の運営管理や提供するサービスを評価する「福祉サービス第三者評価」を受審します。

5 摂津市立身体障害者・老人福祉センター

1 運営方針

超高齢化社会での重要な目標の一つとして「健康寿命の延伸」が挙げられます。そのためには、健康の増進や学習活動等への参加、そして、いきいきとふれあえることができる場所が大切となります。身体障害者・老人福祉センターは、地域におけるコミュニティ形成の場として、その役割は今後についても益々高まるものと考えています。

利用者(市民)が生きがいと目的意識をもって活動していただけるように、そして、要介護状態やフレイル状態になることを防ぐための事業等に重点を置くとともに、利用者目線に立ち、求められるニーズの掘り起こしができるよう努めます。そして、「支えが必要な方の居場所」や「支えていただける方の出番」の提供を模索し、地域に根ざした、施設づくりを目指します。職員は、「共に歩もう！笑顔で・元気で・協働で」の施設スローガンのもと、利用者本位できめ細やかなサービスを提供していきます。

また、本センターは昭和63年に建設され、経年劣化が避けられない状態であり、年々施設の修繕や電気機器の故障による修繕などに経費がかかるようになってきています。利用者に安全・安心かつ快適に利用していただくために、今後につきましても定期的な点検を実施し、建物内外部・外構・電気設備・空調設備等の計画的な補修・修繕を市と協議し、進めていきます。

2 事業内容

(1) 主催事業

高齢者・身体障がい者の方を対象に、“健康づくり”や“生きがいづくり”を目的として様々な事業を実施します。各主催事業では、利用者にとって地域の方とコミュニケーションの輪を広げられる場所・憩いの場となるよう市民の方に愛される地域密着型の施設運営を行っていきます。また、健康づくりへの関心をより高めるための仕組みづくり、取り組みの「見える化」を検討します。

① 男性のための筋トレ&ストレッチ教室 及び 男性のための体操教室

昨年に新規事業として行い、定員を上回る応募をいただき、そのニーズの高さから、教室を2クラス設け、筋トレやストレッチ、体操を中心に実施します。

② 健康体操

初めての方を対象に、健康増進や介護予防を目的とし、実施します。

③ つどい場

どなたでも参加できる高齢者の『居場所』です。お茶やコーヒー、お菓子をいただきながらホッとしたり、時には誰かと話をしたり…。

内容は、参加者間の交流や心身発散、機能低下予防や認知症予防を目的としながら、軽スポーツやクラフトを行ったり、脳トレ体操等を取り入れます。運営・手芸ボランティアに、より活躍していただけるような機会を設けるよう検討します。

④ カラオケ教室（午前・午後クラス）

趣味の拡大や交流・心身発散を目的とし、参加者の自主性を尊重しながらサポートします。毎月1曲の課題曲を決め、反復練習と発表を行うことに加えて、童謡や懐メロの歌唱を行います。そして、つどい場事業とコラボレーションし、脳トレ体操等を行います。

⑤ 初級パソコン教室

パソコンの基本操作や簡単な文書を作成する他、インターネットでホームページの検索や電子メールの利用などの内容を実施します。

⑥ ふれあいの里バスツアー

センター利用者を対象者とし、交流・親睦を深める主旨で実施します。

⑦ 福祉センターまつり

センター利用者の活動成果発表の場として、交流・親睦を深める主旨で実施します。利用者との「協働」をテーマに掲げ、利用者と職員で企画・立案・実施します。

⑧ 多世代交流会

様々な世代や障がいのある方・ない方が一堂に会し、同じ目的・時間を共有することで、お互いを知り、理解するきっかけづくりとして、楽しく交流できる事業として実施します。

⑨ エアロバイク

昨年度当初より、玄関先フロアに2台設置しています。健康増進・維持、運動不足解消、リハビリの一環などの目的を持ち利用されている方々からは、手軽に利用ができると好評をいただいています。利用開始時に、履正科学体育研究所トレーナーの講習会を受講していただき、より効果的に、そして、安全に利用していただきます。

（2）受託事業

① いきいきカレッジ（老人大学）

受講者に仲間づくりや生きがいづくりをしていただくねらいや、これまで培ってこられた社会経験や人生経験に加え、この講座でより教養を深めていただき、地域のリーダー的役割を担っていただくことを期待し実施します。内容につきましては、“陶芸科”、“体操”、“パソコン（中級）”の専門科目を行います。せつつ桜苑との合同講座や市内企業の工場見学等にも取り組みます。

② はつらつ元気でまっせ講座（介護予防事業）

市民グループからの要請に応える出前講座（全6回コース）であり、内容につきましては、運動を中心に栄養・口腔の講義を取り入れ、参加者の健康状態の維持・向上に努めます。自主グループとして、活動を継続していただくことを期待し行っているため、講座終了後は1ヶ月後のフォローアップ・支援に努め、地域に根ざしたグループ作りをめざしていただきます。半年後には体力評価も実施します。

（3）同好会・自主グループの育成

既存同好会の活動に対して協力・援助を行います。また、運営面に関するアドバイス等を行います。そして、自主グループ立ち上げ希望の団体があれば助言等を行います。

(4) ボランティア活動の助成

手芸ボランティア 及び つどい場運営ボランティアは、それぞれ十数名の方々が活躍しています。今後、より活躍の場を広げていただけるようにサポートしていきます。

(5) 市主催事業への参加

市主催事業である“こどもフェスティバル”や“老人福祉大会”に参画し、利用者が“生きがい”や“やりがい”を見いだせるようサポートします。

(6) 身体障がい者の方の活動拠点

市内には摂津市身体障害者福祉協会をはじめとする障がい者団体が存在します。その方たちの親睦や交流、総会等の貸館申請があった場合、随時受け入れ、団体の活動拠点施設のひとつとして、障がい者福祉向上の役割を果たしていきます。

3 施設・設備にかかる補修・修繕

令和2年度は1階 事務室のエアコン更新工事を実施します。

4 各種会議

効率的かつ円滑な業務運営を推進するため次の会議を開催します。

・施設連絡会議（月2回） ・行事实行委員会（随時） ・職員会議（随時）

5 職員研修

職員の資質向上・スキルアップ、利用者への接遇向上のため、各種研修を受講します。

6 災害防止対策

災害の際に特に配慮を要する利用施設であることから、安全確保・スムーズな避難等を行う事や、有事においての対応を考えるきっかけづくりとして、総合消防訓練等を実施します。

7 年間計画（予定）

(1) 主催事業

開催日	事業名
通 年	男性のための筋トレ&ストレッチ教室
〃	男性のための体操教室
〃	健康体操（初めての方対象）
〃	つどい場
〃	カラオケ教室（午前・午後クラス）

5月～7月(1回目) 11月～1月(2回目)	初級パソコン教室
6月末～11月末	第52回いきいきカレッジふれあいの里講座
11月	第20回福祉センターまつり
2月	第36回ふれあいの里バスツアー
3月	多世代交流会
不定期	はつらつ元気でまっせ講座

(2) 同好会活動(団体名・回数・活動曜日)

① 運動系

- ・え～やろ仲良会①② … 各グループ月2回／月曜日
- ・いきいきふれあいの会 … 毎週1回／火曜日
- ・健康体操A B C … 各グループ月2回／木曜日
- ・太 極 拳 … 月2回～4回／金・土曜日

② 文化系

- ・陶 芸 1 組 … 毎週1回／火・木曜クラス
- ・陶 芸 2 組 … 毎週1回／水・土曜クラス
- ・書 道 悠 墨 会 … 月2回／火曜日
- ・革 工 芸 … 月2回／木曜日
- ・パソコン撫子会 … 月2回／火・木曜日
- ・パソコン44会 … 月2回／火曜日
- ・パソコン同好会 … 月2回／水曜日

(3) その他団体活動・いきいきカレッジOB等(団体名・回数・活動曜日)

- ・手 芸 ボ ラ ン テ ィ ア … 月1回／月曜日
- ・46期パソコン科OB … 月2回／水曜日
- ・48期パソコン科OB … 月2回／木曜日
- ・パソコンあじさい … 月2回／木曜日
- ・摂津市身体障害者福祉協会 … 年数回
- ・緑クラブ(近隣老人クラブ) … 年2回程度

6 摂津市障害者職業能力開発センター「せっつくすのき」

1 運営方針

障がい者の職業能力開発訓練施設として、障がい者の就業を可能にするため、必要な職業能力の開発及び向上を図り、関係機関及び民間企業等の協力を得て、訓練生が適性と能力に応じた職業に就き、その職業生活の安定が図れるように取り組みます。身体障がい者対象のOA実務科と知的障がい者対象の実務作業科の2科を有し、それぞれ1年間にわたって職業訓練を行います。

昨年度より既存の訓練内容の見直しを行い、身体障がい者と知的障がい者の2クラス合同で事務補助の就労をめざして合同訓練を実施してきましたが、令和2年度よりさらに合同訓練の内容をより一層充実させ、コミュニケーションのスキルアップの時間も合同訓練の時間で実施し、より良い人との関係を築けるよう支援していきます。

さらに、修了生が安定した就労生活が送れるように、アフターケアを充実させるだけでなく、ハローワークや就業・生活支援センター等関係機関との連携を図りながら、生活相談・技術指導等様々な職場定着支援を行います。

2 事業内容

それぞれの訓練科目を通じて、職業訓練指導や社会生活指導・就職指導・健康管理を行います。

(1) 職業訓練指導

訓練生の障がいの多様化・重度化、訓練生個々の能力、社会のニーズを把握し、柔軟に対応できるような訓練環境、訓練体制、訓練指導方法、訓練内容を充実させ職業訓練を行います。

① 職業訓練科目

(ア) OA実務科

一般事務就労を目標に、文書作成、Excelの基礎から応用技術の習得、ホームページの基礎や各種アプリケーションソフトの操作、会計入力処理、簿記、コンピュータの基礎知識等、事務処理全般における基礎知識についての訓練を行います。また、事務能力や情報収集・発信能力など実践的なIT能力を問う「日商PC検定試験（文書作成、データ活用、プレゼン資料作成、簿記初級）」、簿記等の検定試験と併せて資格取得をめざした内容の訓練を行います。

また、合同訓練で事務補助の就労を目的に、各種軽作業の訓練を行います。

取得可能な資格……日商PC検定（データ活用） 3・2級

日商PC検定（文書作成） 3・2級

日商PC検定（プレゼン資料作成） 3・2級

日商簿記検定 初・3級、日商電子会計実務検定 3・2級

(イ) 実務作業科

社会のニーズに応じた柔軟な訓練内容が提供できるように、従来から行っている木工作業に加え、多様な作業訓練を導入します。様々な軽作業の疑似体験的実習を取り入れ、またPCを利用した入力処理等就労先の仕事内容に適応できる能力の習得をめざし、持続力・集中力や手指の巧緻性・作業スピード・正確性等の向上を図ります。

また、校外実習については、スムーズに移行できるように訓練内容を検討し、成果に結びつくように取り組みます。また、合同訓練でパソコンを使ったワード、エクセル、データ入力の授業をOA実務科の指導員、講師等で行います。

(2) 社会生活指導

就労に向けて、社会人としての日常生活習慣、自己の健康衛生管理や集団生活に必要な相互扶助・協調性、人間関係を保つ上での基本的なマナーを身につけるための社会生活指導を訓練生活全般で行います。

(3) 就職指導

就職するにあたり、仕事に対する態度や心構え等職業人としての意識啓発を図る指導を施設内外を問わず訓練生活全般で行います。

- ・ 校外実習：事業所での実習訓練
- ・ 職場体験実習：事業所での職場体験

(4) 健康管理

主治医及び法人嘱託医である整形外科医、精神科医の検診及び相談を必要に応じて行います。

3 時間割

時限	1	休憩	2	3	休憩	4	5	休憩	6	7
時間	9:00 9:50	9:50 10:00	10:00 10:50	10:50 11:40	11:40 12:30	12:30 13:20	13:20 14:10	14:10 14:20	14:20 15:10	15:10 16:00

※ 1 時限は 50 分授業とし、年間訓練時間は 1,400 時限以上とする

4 就職活動

各公共職業安定所及び関係機関、事業所との連携を図り、訓練生の就職にかかわる活動を行います。

- ・ 就職相談

各公共職業安定所指導官との個別就職相談

- ・事業所開拓

事業所の見学等を行い、訓練生の実習及び就職先の事業所の開拓を行います。

- ・校外実習観察

校外実習を行っている訓練生の状況把握と就職への援助並びに事業所に対する助言、相談を行います。

- ・障がい者合同面接会

大阪府、北摂各市（摂津市・茨木市・高槻市他）及び近隣の公共職業安定所主催の障がい者雇用のための合同面接会に参加します。

5 訓練生の募集・施設のPR活動

訓練生の募集、施設のPR活動のために各市役所、公共職業安定所、学校、病院、関係機関への連絡及び訪問を行います。また、大阪府の合同説明会（6・8・11月）や三島ブロック進路指導連絡会などに参加して、募集やPRを行います。

- ・入校相談

入校希望者の見学及び問い合わせ等について相談を随時行います。

- ・一日体験入校

入校希望者を対象に職業訓練の体験を随時行います。

- ・選考試験

OA実務科（身体障がい者） 9月、2月

実務作業科（知的障がい者） 12月

6 アフターケア

多くの訓練生が社会で活躍していますが、依然として雇用環境は厳しく、新たに就職することは難しい状況にあります。せっかく就職をしても、短期間で離職するケースもあり、助言や相談等修了生のアフターケアを行います。また、企業に対しても、しっかりとしたアフターフォローをすることにより、当センターとの信頼関係が築かれ、在校生の雇用にもつながるよう継続していきます。

7 各種会議

施設運営に関する事項及び訓練生に対する指導内容の向上について協議し、効率的かつ円滑な業務運営を推進するため次の会議を開催します。

- ・施設連絡会（月2回）

- ・行事实行委員会（随時）

- ・職員会議（随時）

- ・ケース会議

8 災害防止対策・安全管理

災害（火災・地震等）の際、特に配慮を要する障がい者が施設を利用していることから、安全確保を第一とした訓練を実施します。また、訓練中の事故・ケガ防止のために安全管理・安全教育を実施します。

- ・避難訓練（総合訓練２回・地震２回）

９ 個人情報の保護

大阪府との「職業訓練委託契約書 個人情報取扱特記事項」及び「個人情報保護管理規程及び方針」に基づき、個人情報の取扱いを適正に行います。

１０ 虐待のための対策

虐待は身体的なものと、心（言葉遣い・態度）に対するものと、さらに経済的なものがあります。訓練生への虐待を未然に防止するために、日頃から権利侵害を見逃さないようにし、虐待の芽を摘んでいくとともに関係機関と連携して取り組みます。

１１ 苦情解決について

苦情受付の窓口を設け、関係機関と連携して訓練生や家族等からの苦情に対しては誠意を持って公正な解決に努めます。

１２ 年間行事計画

月	主 な 行 事	定 例 行 事	検 定 試 験
４	・入 校 式 (OA 実務科、実務作業科)	・避難訓練	・日商 P C 検定 文書作成 データ活用 プレゼン資料作成 ・日商簿記検定初級 ・日商簿記検定 ・日商電子会計実務 検定
５	・個別参観、懇談 ・就職相談		
６			
７			
８	・就職相談 ・夏期休暇 (8/11～8/14)		
９	・選考試験 (OA 実務科) ・修了式 (OA 実務科)		
１０	・入校式 (OA 実務科) ・運動会		
１１			
１２	・人権研修 ・選考試験 (実務作業科) ・冬期休暇 (12/29～1/5)		

1			
2	・選考試験（OA 実務科）		
3	・修了式 （OA 実務科、実務作業科） ・春期休暇（3/29～4/2）		

7 摂津市立第1児童センター

1 運営方針

児童センターの周辺環境はマンション建設や北大阪健康医療都市（健都）発展による安威川以北の人口増に伴う利用児（特に低年齢）の増加が見込まれます。時代と共に変化する子育てに対する様々なニーズを受けて、新たなニーズにも対応できるように取り組んでいきます。元年度は新たなチャレンジをした年度であり、2年度はこれらを定着・発展させていきます。

一つ目は児童健全育成推進財団による「児童館等における遊びのプログラムの開発・普及と普及方策を検討するための調査研究」に参加し、全国の児童館に対して新たな『あそび』を発信しました。2年度はこのノウハウを活かし、児童センターとして子ども自身が主役となるプログラムを実施します。子どもたちにとって家庭・学校以外での自分自身の意見を述べたり、自分らしくいられる居場所としての機能を果たせるよう取り組んでいきます。

二つ目は全国の小学生がけん玉日本一を目指す、文部科学大臣杯の南関西ブロック（大阪・和歌山・奈良）予選会を児童センターで開催できるよう、招致します。実施されれば、新たなけん玉の聖地として広く認識されます。

三つ目は別府コミュニティセンターでの「子ども食堂」が法人の社会貢献事業としてスタートしました。毎回定員を超えての申込があり、別府地域の多くの児童が利用しました。児童センターはその中心的な役割を担い、今後は法人内だけの活動ではなく地域との連携を図りながら、民生児童委員、地域の大学、ボランティアセンター等の協力を得て、地域共生をめざす事業としていきます。

また安心して遊べる施設として環境整備や子どもの安全対策が必要です。施設が安心・安全な場所となるよう整備を図っていきます。「普通救命講習会」への参加、さらには職員の資質向上のために児童厚生員等の研修会への参加を継続します。

その他、当法人の優位性を活かし、他施設との連携でのイベント開催（陶芸同好会や手芸ボランティアによるクラフト）や配慮が必要な児童の情報共有等を行い、利用対象者に対する多角的なサービスに努めます。法人各施設のホームページリニューアルに伴い、フレッシュな情報をリアルタイムで発信できるよう、また児童センター独自で取り組んでいる Facebook や Instagram の SNS も継続・充実させ、より魅力的な情報発信を行います。

2 事業内容

（1）主催事業

ア 年間主要行事	（別掲）	イ 定例行事活動	（別掲）
ウ 教室活動	（別掲）	エ クラブ活動	（別掲）

(2) その他の事業

- ・当法人の社会貢献事業としてひき続き「こども食堂」を実施します。
事業にあたっては栄養士をはじめとした他施設の職員と協力しながら取り組んでいきます。
- ・地域交流・社会参加
大阪人間科学大学こども保育学科との事業連携で子育て支援事業である「おもしろくらぶ」を共同実施します。
- ・多世代交流事業
身体障害者・老人福祉センターと協力して、子ども、高齢者、障がい者が楽しく交流できる事業を実施します。地域の自治会、民生児童委員にも参加を呼びかけます。
- ・連携事業
学校や地域の関係団体との連携・協力を図り一中校区地域教育協議会（すこやかネット）の地域連携事業で事務局、会場として中心的役割を担っていきます。
- ・情報発信
事業などの情報については特に保護者向けに従来よりの市広報、センターニュース、ポスター、チラシに加えてホームページ、SNS（フェイスブック、Instagram）を利用し頻回に発信します。
- ・移動児童館事業
別府コミュニティセンターでのエントランス提案事業の定例実施や遠方の小学校の学童保育室を中心にけん玉出張認定を実施します。
- ・乳幼児絵本貸出事業
乳幼児対象の絵本の貸し出しを行います。
- ・相談事業
児童相談及び育児相談等、関係機関との連携・協力を図ります。
- ・特別使用
児童発達支援センターの「くまさん親子教室」の実施や育児サークル活動団体等に部屋の貸し出しや活動を援助します。
- ・ボランティアの育成・登録を行います。

3 各種会議

- ・施設連絡会議(月2回)
- ・行事实行委員会(随時)
- ・運営委員会(定例年2回及び随時)
- ・職員会議(随時)
- ・ボランティア連絡会議（年4回）
- ・こどもスタッフ会議（定例月1回及び随時）

4 災害防止対策

災害(火災・地震等)の際には、特に配慮を要する児童及び乳幼児が利用していることから、安全の確保を第一とした防災訓練を実施します。

5 防犯対策

不審者侵入等の緊急時における子どもの安全確保をするための訓練を実施し、組織体制の確認をするとともに、侵入者への対応の仕方や牽制方法の習得、職員や子どもの安全意識の高揚を図ります。

6 事故防止対策

日々の環境整備や遊具等の点検を実施し、年1回専門業者による遊具点検を行います。

7 苦情解決システム

苦情受付の窓口を作り、苦情に対しては、誠意を持って公正な解決に努めます。

8 個人情報保護

個人情報管理規程に基づき個人情報を保管しているロッカー等については全て施錠し、館外へ持ち出しません。

9 虐待防止対策

日常より子どもの心身の状態や家族の態度などの観察、情報収集に努め、必要により専門機関と連携して対応します。

10 年間行事計画

月	年間主要行事	定例行事活動	教室活動・大会
4	児一センまつり	乳幼児親子プログラム くまさん親子教室	
5	新一年生歓迎会		母の日のプレゼント
6	収穫祭		父の日のプレゼント
7	児一センツアー(キャンプ) 夏まつり 平和月間事業		夏休みクラフト
8	乳幼児サマーランド		夏休みクラフト
9	体力測定・お月見		卓球交流試合
10	収穫祭・法人運動会		
11			クリスマスクラフト
12	クリスマス会(幼児の部)(小学生の部) もちつき(幼児の部)(小学生の部)		しめなわクラフト
1	お正月あそび		
2	節分、みしま3丁目劇場		チョコレートづくり

3	多世代交流事業 乳幼児ランド		卓球交流試合 卓球・けん玉大会
備考	月 1 回 … トランポリン 随 時 … けん玉認定会・こどもスタッフによる行事の企画・運営会議 各種認定会、スポーツ・クラフト等各種教室		

クラブ活動

曜日	クラブ活動	内 容
金	おもしろクラブ	3 才から就学までの親子を対象にしたクラブ活動。8 回制プログラム構成で春、秋の 2 回実施。 運動遊び、クラフト、バス遠足など ※定員…春期・秋期共 20 組
木	けん玉クラブ	全学童児対象。けん玉の持ち方からけん玉道 級・段位の取得をめざし集中力、持続力を養う。他校区、異年齢のつながりを育む。文部科学大臣杯など大会へ参加し、経験の機会を増やす。 ※定員…前期・後期共 20 名
金	卓球クラブ	小学 2 年生から 6 年生対象。ラケットの持ち方から試合ができるまで指導。他校区、異年齢のつながりと協調性を育む。技術、体力を身に付ける。対外試合への参加。 ※定員…前期・後期共 15 名
土	リコーダークラブ	小学 1 年生から 6 年生対象。5 種のリコーダーを使ってのオーケストラ演奏。 演奏技術、他校区、異年齢のつながりと協調性を育む。対外演奏への参加。 ※定員…前期・後期共 20 名
随時	児ーセンキッズ	全学童児対象。ダンスなどの活動を行い、児童センター行事のクリスマス会などでの発表や対外的なイベントへの参加を図る。 ※定員…年間 20 名
随時	こどもスタッフ	小学 4 年生から小学 6 年生が対象。毎月第 1 土曜日にこどもスタッフ会議を実施。子どもの意見で行事の企画、運営に関わる。児童センター利用児のリーダー的存在として将来的にも地域のリーダーとして活躍できるよう関わる。 ※定員…10 名程度

8 摂津市障害者総合支援センター

I 摂津市障害者総合相談支援センター「ウイング」

1 運営方針

(1) はじめに

相談支援は、大きく分けて三層構造になります。一つ目は、基本相談支援を基盤とした計画相談支援で二つ目は、市町村が実施主体となる一般的な相談支援である障がい者相談支援事業(地域生活支援事業の必須事業)、三つ目が地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発などを担う機能である基幹相談支援センターになります。

当センターは、市域の相談支援の拠点である摂津市基幹相談支援センターとして相談支援体制や計画相談支援の推進及び支援の質の向上に取り組んできました。

平成 30 年 4 月から障がい者の重度化や高齢化、医療的ケア児や精神障がい者の増加などに伴う新サービスの創設や地域におけるネットワーク機能向上への体制強化、また、就労支援のさらなる充実やサービスの質の向上等を目的にした報酬改定が行われました。相談支援事業においては、個別給付である計画相談支援において、基本報酬が見直されたとともに相談支援専門員が一月あたりに担当すべき標準件数(35 件)が国から提示され、サービスの質が高く、手厚い支援体制を整備している事業者へは各種加算制度が創設されました。さらに、地域の相談支援体制の向上や人材育成等を担う目的として主任相談支援専門員が創設されました。

(2) 基幹相談支援センター及び計画相談支援、障がい者相談支援事業

基幹相談支援センター事業については、三障害対応の初期相談窓口としての機能や権利擁護・虐待防止、地域移行支援の取り組み、相談支援事業者への専門的助言支援、相談支援従事者養成研修新カリキュラムにおける実地研修の受け入れなどの人材育成を実施し、障がいのある人が地域で自分らしく、安心・安全に生活を送っていくために必要な地域での支援体制の整備を地域共生社会の構築も指向しながら行っています。

また、障がい児の健全な発達が保証されるための地域の支援体制のネットワーク化や専門的支援のコーディネート機能、医療的ケアを必要とする障がい児者への支援体制の整備など市立児童発達支援センターをはじめとした専門機関への後方支援も行っています。

地域生活支援事業の障がい者相談支援事業(市委託事業)については、個別支援において、福祉サービスや医療等にかかる相談が多い一方、障がい当事者への虐待や権利侵害案件、発達障がい者や精神障がい者の特性から求められる継続的な不安の傾聴や混乱した状態に対しての助言などが増えてきています。また、触法障がい者の支援として引き続き、地域生活の定着に向けた支援を継続します。

さらに、個人に起因する相談のみならず、個人を取り巻く家族関係やサービス事業所のサービス内容等の環境に及ぶ多様なニーズが相談の場で寄せられ、それらの解決やニーズ充

足のために関係機関との連携の機会が増え、障がい福祉分野のみならず、権利擁護、医療、教育、就労、介護保険分野、地域福祉、司法関係等との連携を強化していきます。

計画相談支援については、当センターが受け持つ利用者が増えたことで一般的な生活相談(障がい者相談支援事業)もそれに比例して増加してきています。平成 31 年度には、相談支援の質の向上に向けた取り組みと一般的な相談に対応できる職員体制作りを目的に相談支援専門員を 1 名増員しました。令和 2 年 2 月末現在の計画相談支援対象者数は、375 名となっています。

令和 2 年度については、相談支援専門員が受け持つ標準取扱件数や特定事業所加算の要件、基幹相談支援センターとしての機能強化を考慮し、管理者兼基幹相談支援センター業務担当の主任相談支援専門員 1 名と計画相談支援担当の相談支援専門員 6 名(うち 1 名は、主任相談支援専門員資格所持)の計 7 名配置とします。

当センターは、障がい種別を越えた総合相談窓口としての基幹相談支援センターとして位置付けられており、あわせて摂津市が支給決定する大部分の方の計画相談支援を当センターが担っています。さらに就業・生活支援センターによる就労支援も合せ、幅広い年齢層の障がいのある人に対する一体的な相談支援体制をもって個別の多様なニーズに応えていく体制を維持していきます。

さらに、近い将来に世代交代が見込まれており、培ってきたサービスの質の維持向上をめざしていくためにも専門職と位置付けられている相談支援専門員の人材育成を重点策とし、外部研修の計画的な受講と、管理者である主任相談支援専門員による助言・指導を強化していきます。

令和 2 年度以降には、国において相談支援専門員の新養成カリキュラムが開始される予定で、相談支援専門員は、基幹相談支援センターに配置された主任相談支援専門員による実地指導を一定期間、受けていくことが必要になりました。当センターは、他法人を含め地域の相談支援専門員の育成の場として法的にも位置付けられたことになりました。

2 事業内容

- (1) 障がい者相談支援事業(摂津市地域生活支援事業で市からの委託事業。対象は、障がい者)

平成 18 年度より実施してきた事業で障がい者や家族等に対して、電話や来所、家庭訪問などにより下記の支援を行います。

福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利擁護に必要な支援、専門機関の紹介、地域自立支援協議会などへの参加

- (2) 摂津市基幹相談支援センター等機能強化事業(摂津市地域生活支援事業で市からの委託事業)

三障がいを対象とした相談支援拠点の設置によって専門的な相談支援等を要する困難事例への対応や人材育成として地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対し

て専門的な指導、助言及び相談支援従事者養成研修新カリキュラムにおける実地研修の受け入れを行います。また、長期入所・入院者の地域移行推進や自立支援協議会の運営などと摂津市障害者介護給付費等支給審査会審査委員の委嘱を受け審査会に出席します。

(3) 計画相談支援（国事業・市指定）

障がい者や障がい児(障害者総合支援法のサービスのみを利用する児童)及びその保護者が希望する生活が送られるように本人中心の支援計画をケアマネジメント手法を活用して作成し、きめ細やかな支援を行います。

① サービス利用支援(サービス等利用計画作成)

② 継続サービス利用支援(モニタリングの実施)

なお、平成 31 年 2 月に職員 1 名が主任相談支援専門員資格を取得したこと等により、平成 31 年度から新たに特定事業所加算 I（500 単位／件）と行動障害支援体制加算(35 単位／件)、要医療児者支援体制加算（35 単位／件）を受けるとともに平成 30 年度の報酬改定に伴うモニタリング実施時期の見直しにより、一部の利用者においてモニタリング回数が増えました。

(4) 地域相談支援（国事業・府指定）

① 地域移行支援

障がい者支援施設等の施設に入所している障がい者または精神科病院等に入院している精神障がい者、矯正施設を退所する障がい者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与します。

② 地域定着支援

居宅において单身等の状況において生活する障がい者に対して、当該障がい者との常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態において相談その他の便宜を供与します。

(5) 大阪府障がい者相談支援アドバイザー派遣事業（大阪府事業）

都道府県地域生活支援事業の一つで、府から委嘱を受けたアドバイザーとして、地域のネットワーク構築や相談支援体制の向上等に向けた指導・助言等の広域的支援を行います。

(6) 障がい支援区分認定調査調査員

認定調査員は、障がい福祉サービスの支給申請のあった本人及び家族等と面接をするとともに、三障がい共通の調査項目等に基づき認定調査を行います。あわせて、サービス利用意向聴取及び家族状況等の概況調査を行い、必要に応じて相談も受けていきます。

(7) 陽だまりと会議室(貸室)の運営

障がい福祉の啓発を目的に当センターロビーに市内日中活動系事業所の利用者が作っ

た作品の展示(一部は販売)と市民が自由に持ち帰ることが出来る障がい福祉事業所や機関、当事者団体のパンフレット、機関紙等を設置します。

また、市内障がい福祉事業所や当事者団体の活動を支援する等の目的で会議室の貸室事業を継続します。必要に応じて基幹相談支援センター等機能強化事業として当事者団体等の定例会に参加し、助言や情報提供を行います。

3 専門性の向上

相談支援専門員は、相談援助技術や地域援助技術、各種法制の理解、プレゼンテーション力などの社会福祉をはじめとした広範囲な領域にわたる知識や技術が必要となる専門職になります。

法定研修の受講をはじめ、専門研修の受講やOJTを実施するなどによる専門性の向上をめざしていきます。さらに、国・府の施策や福祉情勢の把握、他市・他圏域の相談支援事業との情報交換・連携を深めて情報収集・情報提供を行いつつ、自立支援協議会相談支援部会において相談支援の質的向上に向けた取り組みを実施します。

4 相談支援体制の整備及び広報活動

摂津障害者生活支援センター「はあねす」(身体障がいの方及びその家族)や相談支援事業「あしすと」(精神障がいの方及びその家族)、茨木・摂津障害者就業・生活支援センター、市立児童発達支援センターや障がい福祉サービス事業所、専門機関、各種団体等と連携して相談支援体制の充実を図ります。

また、市東部地域の方へのニーズにも対応できるよう、ふれあいの里などにおける出張相談にも応じていきます。さらに、ホームページや案内パンフレットを配布し、障がい当事者や家族が気軽に相談できるように相談支援事業の啓発を行います。

5 支援体制の整備

日中活動の場を利用している方、就労している方を対象に、相談しやすい環境を作るとともに、必要な支援を行います。

(1) サービス提供日と時間

月曜日～金曜日の8時45分～17時15分(土・日・祝休)

ただし、第1土曜日のみ通常開所

(2) 人員体制

相談支援・・・管理者兼主任相談支援専門員 1名、相談支援専門員 6名(うち1名は、主任相談支援専門員資格所持)

(3) 夜間休日対応

基幹相談支援センター業務として、また、計画相談支援の特定事業所加算Ⅰの要件として、利用者や家族の急病、災害時の緊急相談の受け入れとして24時間体制での相談窓口

設置が義務付けられており、すでに休日と夜間には、携帯電話での相談窓口を整備しています。夜間休日における緊急相談の例示と携帯電話番号は、当センターのホームページで公開しているほか、相談支援利用者に対しては、契約時に説明しています。携帯電話は、2台整備し、1台(1号機)は、職員が輪番で、1台(2号機)は、管理者が通年、所持しており、緊急相談対応マニュアルを整備しています。現状では夜間休日の緊急相談は、平均、月に2~3回程度で電話による支援や関係機関・事業所との電話連絡で解決することがほとんどで職員が現場に赴くことは、数年に一度程度です。

6 中立公平性の確保

相談支援という性質上、利用者のニーズに対して偏りなくサービス調整の実施と提供を行います。利用者に対しては、もちろんのこと、関係機関、事業所に対しても中立公平な立場を堅持します。

また、摂津市障害者相談支援事業の受託という市の代行者としての業務を遂行することの意味から地方公務員法第30条（住民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する）への準拠や障害者総合支援法第87条基本指針の第1の三（地域の実情に応じ、中立・公正な立場で適切な相談支援が実施できるような体制の整備を図る）を遵守し、特に高い中立公平性を確保しながら、常に社会的責任、社会的要請を意識し、人権を尊重した支援を行います。

7 秘密保持と個人情報の保護

利用者等の秘密保持と個人情報保護を次に掲げるとおりとします。

サービスを提供する上で知り得た利用者及び保護者、家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。さらに、サービスを円滑に提供するため、他の障がい福祉サービス事業者等との情報の共有が必要な場合があります。利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で用いる等、利用者の個人情報を他の障がい福祉サービス事業者等に提供しません。また、利用者の保護者、家族の個人情報についても予め文書で同意を得ない限り、利用者の保護者、家族の個人情報を他の障がい福祉サービス事業者等に提供しません。

8 虐待防止

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待防止に関する責任者の選定を行います。
- ・成年後見制度の利用支援を行います。
- ・苦情解決体制の整備を行います。
- ・従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修の実施を行い、従業者の人権意識の向上や技術の向上に努めます。
- ・相談支援の究極の目的は、権利擁護にあり、サービス等利用計画や障害児支援利用計画などは、利用者中心支援計画となるように適切な支援の実施に努めます。

- ・従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

9 苦情の受付と利用者からの評価を受ける体制

利用者からの苦情に至るプロセスは、「質問・問い合わせ⇒希望・要望⇒請求・苦情⇒責任追及・訴え」となります。苦情の発生には、理由があり、それに至るプロセスは、「インシデント（ヒヤリハット）⇒アクシデント」となり、利用者の不利益やトラブル、事故につながります。

福祉サービス提供者として支援の質や量を上げるとマイナス面としてリスクは付きまとうものでサービス提供時には、消極的な姿勢にもなりがちです。より質の高いサービスを提供することによって多くの事故が未然に回避できるという考え方（クオリティー・インプルメント）で取り組むべきで、そのためには、未然防止と発生時のセーフティーマネジメント（安全管理）の視点を重視していきます。

（１）予防的措置

事前にリスクを回避するための措置を講じます。具体的には、日々の支援記録を職員全員で共有し、支援の中で潜んでいるインシデントに気づき、改善策を職員全員で共有します。

ヒヤリハットについては、ヒヤリハット記録を作成して原因と改善策を明らかにします。

特に個人情報を多数取り扱う業務になるので個人情報の漏洩防止については、引き続き、多重の施錠や個人情報の持ち出しの厳禁を維持します。

（２）事後的措置

利用者の不利益やトラブル、事故が起こったときは、応急対応の後に事故記録を速やかに作成して当事者や家族、法人や市、関係者に報告し、原因分析と改善策を導き出し、改善に向けた取り組みを行います。必要に応じて法人顧問弁護士等の専門家に相談し、損害賠償が必要な時は、法人で加入している賠償・傷害保険の適応になります。

サービス内容等に対する苦情については、利用者からの苦情解決の取り組みに関する実施要綱に基づいて対応します。

II 茨木・摂津障害者就業・生活支援センター

1 運営方針

障害者就業・生活支援センターは、就職を希望されている障がいのある方、あるいは在職中の障がいのある方や家族の方が抱える不安や困っていることに応じて、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を実施します。

身近な地域で、雇用・保健福祉・教育等の関係機関や事業所との連絡の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練・職場実習のあっせん、職場定着支援等、障がい者の職業生活における自立を図るために必要な相談・支援を行います。

利用者の生活支援については、一体的運営を行っている摂津市障害者総合相談支援センター「ウイング」をはじめ、他の相談支援事業所と連携しながら支援の充実に努めます。さらに、障害者総合支援センター内の会議室を利用して、利用者のサロンや各種講座等を開催し、集いの場作りと定着支援の取り組みの充実に努めます。

障害者就業・生活支援センターは、前述の障がい者への就労に係る個別支援とは別に雇用者に対する支援も求められています。令和2年度については、障がい者を多数雇用している企業に協力を求め、一般企業を対象にした障がい者雇用に対する研修会の実施を新規で行い、障がい者の就労の場の拡大や充実にに向けた環境調整に取り組んでいきます。

このように障がい者に対する就労支援を行っていく上では、職員の専門性の向上が必要です。従来積み上げてきた支援実績を基礎に時代のニーズに応じられるように、外部研修の受講や週1回の内部会議を継続し、スタッフ内での情報共有やスーパーバイズを実施しながら、専門性の向上や業務の効率性の向上に努めます。

なお、職員配置については、主任就業支援ワーカー1名、就業支援ワーカー4名、生活支援ワーカー2名の計7名の配置が必要となっています。

2 関係機関とのネットワークの構築

支援センターの業務遂行上、摂津市と茨木市の2つの市を一つの圏域としているため、両市をはじめとする関係機関、事業所との密接な連携は不可欠であり、幅広い機関に対して支援センターの活動の周知を図りつつ、理解と協力を求めるため全体の運営会議を年1回開催します。また、摂津市、茨木市の障がい者自立支援協議会や各種ネットワーク会議へ参画し、就労支援、生活支援におけるネットワーク体制の強化に努めます。

3 事業内容

(1) 要支援者の把握

本人の直接相談や各関係機関との情報交換、紹介等により、就労希望者・就労者・離職者等、支援を必要とする人たちのニーズを把握します。

(2) 各関係機関、事業所との連絡調整

各施設・機関の実務者レベルの会議の開催や参加要請があった会議へ出席するなどして、広く情報交換などを行います。

また、法人内就労系事業の円滑な支援に向けてひびきはばたき園やせつつくすのきと定期的に会議を実施していき、さらに、支援学校在学中の生徒の卒業後の就労が支援の切れ目なく安定的に就労継続できるように三島地域の特別支援学校 4 校と就業・生活支援センター3 箇所の連絡会も定期的に開催し、学校教育方面との連携も深めていきます。

(3) 就労・生活面の助言、指導

就業支援活動においては、本人の生活が重要なウェイトを占めるため、生活支援をベースにした取り組みが大切です。利用者の状況に応じて個別支援計画を作成し、職業準備訓練から就業、その後の定着に至るまでの相談・援助・生活支援を行っていきます。さらに、必要に応じて各市基幹相談支援センターや専門機関、相談支援事業所と連携した支援を行います。

(4) 職業評価を第三者機関にて実施

利用者個々の必要に応じて、大阪障害者職業センターに依頼し、職業評価を受けたあとにケース会議を実施します。

(5) 基礎訓練の実施

利用者に対し、個々の障がいの種類及び程度に応じた基礎訓練（施設実習等）を法人内施設及び提携施設において実施します。

(6) 茨木公共職業安定所との連携と各種就職支援制度・サービスの活用

求職登録・求人紹介などをはじめ、特に職場実習の受入企業・事業所の確保が重要な課題であるとの認識をもち、茨木公共職業安定所との連携により、受入企業・事業所の開拓に努めます。また、就業支援のための各種諸制度についての情報収集を行い、制度の活用に努めます。

(7) 就職後の職場定着支援

就労者に対しては、定例・臨時に職場訪問し相談等を行います。職場でのトラブルについては迅速に対応し、トラブル防止も含め職場への定着を図ります。また、企業に対して障がいの理解についての啓発や障がい特性に応じたかかわり方などを情報提供していきます。

(8) サロン、各種講座の開催

利用者に対し、当センターの会議室を利用して、面接の受け方マナーなどの各種講座や、情報交換の場としてのサロンの開催等を年 6 回以上実施します。

特に平成 30 年度より始めた利用者交流会サロンは大変好評で参加者同士の就労上の悩みの共有等を行い、気持ちを切り替える場にもなっています。

また、当センターのサービスを新規に利用希望する方には、毎月中旬にサービス内容説明会（ガイダンス）を実施しています。プレゼンテーション方式で説明し、視覚的に情報収集しやすい人からは好評を得ており、個別に説明するより、業務の効率性も高まり今後も継続していきます。

（ 9 ） 事業主に対しての助言

雇用企業、事業所に対して随時懇談を行い、信頼関係を築きながら、障がいの特性やコミュニケーションの取り方、虐待防止、差別解消など必要な情報提供を行います。

（ 1 0 ） 情報の提供

茨木・摂津障害者就業・生活支援センターのパンフレットを作成し、ホームページの充実にも努めます。

（ 1 1 ） 各種障がい者関係機関との連携

身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいの支援関係機関、事業所と連携し、広く情報交換などを行います。

（ 1 2 ） 秘密保持と個人情報の保護

サービスを提供する上で知り得た利用者及び保護者、家族の秘密、個人情報、利用者が就労する事業所における企業秘密及び担当者の秘密、個人情報については、正当な理由なく第三者に漏らしません。

また、サービスの円滑な提供のためにやむを得ず関係機関等との間に情報の共有が必要な場合においても、本人との文書での同意を得ない限り個人情報を提供しません。

平成 29 年度から相談支援ソフトを導入し、個人情報の管理の安全性を高めました。

（ 1 3 ） 苦情解決について

利用者からの苦情に至るプロセスは、「質問・問い合わせ⇒希望・要望⇒請求・苦情⇒責任追及・訴え」となります。苦情の発生には、理由があり、それに至るプロセスは、インシデント（ヒヤリハット）⇒アクシデントとなり、利用者の不利益やトラブル、事故につながります。

福祉サービス提供者として支援の質や量を上げるとマイナス面としてリスクは付きまとうものでサービス提供時には、消極的な姿勢にもなりがちです。より質の高いサービスを提供することによって多くの事故が未然に回避できるという考え方（クオリティー・インプルーブメント）で取り組むべきで、そのためには、未然防止と発生時のセーフティーマネジメント(安全管理)の視点をもって臨みます。

① 予防的措置

事前にリスクを回避するための措置を講じます。具体的には、日々の支援記録を職員全員で共有し、支援の中で潜んでいるインシデントに気づき、改善策を職員全員で共有します。

ヒヤリハットについては、ヒヤリハット記録を作成して原因と改善策を明らかにします。特に個人情報多数を扱う業務になるので個人情報の漏洩防止については、引き続き、多重の施錠や個人情報の持ち出しの厳禁を維持します。

② 事後的措置

利用者の不利益やトラブル、事故が起こったときは、応急対応の後に事故記録を速やかに作成して当事者、家族、法人や市、関係者に報告し、原因分析及改善策を導き出し、改善に向けた取り組みを行います。必要に応じて法人顧問弁護士等の専門家に相談し、損害賠償が必要な時は、法人で加入している賠償・傷害保険の適用になります。

(14) 虐待防止

利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために必要な措置を講じます。

- ・虐待の防止に関する責任者の選定を行います。
- ・成年後見制度の利用支援を行います。
- ・苦情解決体制の整備を行います。
- ・従業者に対して虐待防止を啓発・普及するための研修を実施し、人権意識と技術の向上に努めるとともに、従業者が支援の遂行にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整え、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。
- ・利用者が勤務する事業所において、虐待が確認された場合は、速やかに市障害福祉課及び大阪労働局・府自立支援課、労働基準監督署に通報し、指示を受けた上で適切に対応します。

なお、平成 24 年 10 月以降の障害者虐待防止法の施行に伴い、障がい者の就業及び生活支援に対する相談支援事業者として法律に規定する責務を果たします。